

The German Financial Crisis 1931

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/426

1931年ドイツ金融恐慌の勃発

—— 現代資本主義論の体系化(7) ——

村 上 和 光

はじめに

- I ドイツ金融恐慌の背景＝前提
- II ドイツ金融恐慌の内実＝根拠
- III ドイツ金融恐慌の展開＝経過

はじめに

前稿¹⁾では、アメリカ株式ブームの崩壊を起点として全世界への波及をみた1929年「世界恐慌」の全体像を確認した。立ち入っていえば、「アメリカ株式ブームの形成・崩壊」を引き金とした、「アメリカ大恐慌→世界恐慌→世界経済解体」という「3層構造」を首尾一貫したロジックに沿って解明する点が追求されたといってよい。そしてその「3層構造」分析にあっては、いうまでもなく「アメリカ大恐慌→世界恐慌」という波及過程こそが全体の枢要点をなす以外になかったが、前稿では、その「波及過程分析」においてなお1つの不十分性を免れていなかった。すなわち、その波及論理が主として「アメリカ側＝波及主体側」に大きな力点を置いて検討されるに止まった——という点に他ならず、「被波及側」の中心に位置する「ドイツ側」からの考察は十分ではなかったというしかない。

しかし、「アメリカ大恐慌」のダメージを直接的に受けることによって「ヨーロッパ恐慌」のまさに震源地たる地位を占めたこのドイツの「決定的恐慌状況」が、もし、それ独自に的確に解明されなければ、そこをさらに破裂点として表出してくる「世界経済解体」も一向に鮮明化し得ないのは当然であろう。その点で、「世界経済解体」を論理化しつつ——その克服過程と

して出現してくる——世界資本主義の「現代的再編過程」を体系化するためには、「世界恐慌」のいわば「負の極点」を形成するこの「ドイツ恐慌」を独自の考察対象に設定することが、何よりも不可欠だと考えられる。まずこの連関が軽視できまい。

そこでこのような「世界恐慌—ドイツ恐慌」という連関に立脚すると、本稿の課題がこう浮かび上がって来よう。すなわち、「アメリカ大恐慌」と「世界経済解体」とを結び付ける「ヨーロッパ破綻」の基軸点を何よりも「1931年ドイツ金融恐慌」に設定しつつ、そのうえで、この「ドイツ金融恐慌」を、その「背景・展開・帰結」の諸側面に即して——「ドイツ側」から「それ自体として」——まさに総合的に分析すること、これである。

I ドイツ金融恐慌の背景=前提

[1] 枠組条件 まず全体の最初に1931年ドイツ金融恐慌の「前提的背景」が踏まえらるる必要がある。そこで導入的考察として(1)その「基本枠組」を確認しておかねばならないが、第1に①「全般的概観」から押さえておこう。よく知られているように、ドイツ帝国主義は第1次大戦前の主導国であって重工業に立脚した金融資本的蓄積の典型を代表的に担ったが、それ故にまた大戦のダメージを最も深く負うことになった。いまその打撃の深刻さの一端に触れれば、大戦中のドイツは、労働力不足・貿易封鎖などの供給制約の下で極端な軍需生産が強行されたため、一方で経済的再生産過程の基盤喪失=痲痺が進行するとともに、他方でインフレの昂進と大衆の窮乏化が止めどもなく拡大した。こうして、戦争継続中にすでにドイツ経済の破綻は明瞭といってよかったが、しかしそれだけではない。それに加えて、戦争末期にはドイツ国土に物理的な戦争軍事打撃が炸裂して経済的基盤の破壊が顕著だった他、人的戦争被害も莫大な規模に達した。以上のような戦争遂行の過程ですでに、ドイツは「戦争経済化の疲弊・物理的被害」という面の破滅的ダメージを被る他なかったのである²⁾。しかしドイツの苦難はそれでもまだ終らない。

果たせるかな、ドイツは戦後にはさらなる試練に直面していく。いうまでもなくそれは「ヴェルサイユ条約」の強制であって、——後にやや立ち入っ

て考察するように——この条約に規定されて、ドイツは「ドイツ旧植民地・債権・資産の剥奪」および「賠償金支払義務」という苦難に呻吟する以外になかった。要するに、戦中の状況をも加えて総括すれば、結局、ドイツ帝国主義は、第1次大戦における「敗戦国」という立場によって、(a)「再生産過程破綻」(b)「物理的・人的被害」(c)「植民地・資産喪失」(d)「賠償金支払義務」という5つの打撃に直面したと整理可能である。まさに「負の極」ではないか。

以上が敗戦国ドイツの「客観的現状」だとすれば、その「主体的現状」の焦点は何か。まさにそれこそ、この「客観状況」にも規定されて発現した「ドイツ革命」³⁾以外ではありえない。つまり、インフレ=生活悪化による大衆窮乏化は、戦局の絶望化が明白になるにつれて大衆の不満・憤激を呼び起こす他なくなるが、それがさらに支配階級内部の抗争・動揺と結合することによって、1918年11月にはついに革命勃発に行き着いた。いうまでもなく「ドイツ11月革命」であるが、しかしこの革命は——次に詳述する如く——革命勢力内部の不統一によって（「社会主義革命」としては）「流産」を余儀なくされ、結局、帝政の共和制への変革に「止まった」。だとはしても、この「流産」実現のためだけにでも体制側ブルジョアジーは多大な「譲歩」をせざるを得なかった事実には重要な注意が必要なのであって、この「ドイツ革命の『共和制』への踟躕」に対する（体制からの）「代償的譲歩」こそまさしく「ヴァイマル体制」だったと考えてよい。周知のように、この「ヴァイマル体制」は人権・労働基本権・社会保障の面で決定的な「現代性」を有しているが、しかしそれは、体制側からみれば大きな「政治・経済的コスト付加作用」をなす以上、戦後ドイツ資本主義の再建過程に対して基本的な制約骨組みをなす以外になかった。

こうしていまや、戦後ドイツ資本主義の展開を規制・制約する「枠組み」として次の2つが明瞭に浮かび上がってきた。すなわち、「ヴェルサイユ体制」と「ヴァイマル体制」という2本柱であって、この2つこそが戦後ドイツ資本主義の展開枠組を規定・制約していくことになる。そこで次にこの2つがもう一步立ち入って考察されねばならない。

[2] ヴェルサイユ体制 そこで続いて第2に、②特に「賠償問題」を中

心にしてまず「ヴェルサイユ体制」からみていこう。周知のように、この「ヴェルサイユ体制」とは連合国によるドイツの「抑え込み体制」に他ならず、そこには、一方での、ヨーロッパ政治における主導権確保を目指すフランスのドイツ弱体化路線と、他方での、これを牽制しようとする米・英の現状維持路線との対抗関係が渦巻いていたが、その対立はとりわけ「賠償問題」⁴⁾に関してその一大焦点を結んだ。ではそのうえで、まず1つ目に(a)この賠償問題の「特質」が問題となるが、それは何よりも、「ヴェルサイユ体制」内部において「賠償問題」が「戦債問題」と不可分離的に結合していた点にこそ求められよう。その場合、この「賠償・戦債問題」とは、「戦争の費用」と、戦争を契機にして発生した「資本主義の体制的危機克服の費用」とをどの国に負担させるか——という問題だが、その性質を本来異にするこの2つの問題が密接に結び付いていた点に、この問題の困難性があった。というのも、最も単純化して処理すれば、戦勝国であると同時に債務国でもある英・仏がその負担を敗戦国・ドイツに全面的に負わせようと試みるのは自明だが、敗戦国かつ債務国であるドイツにその負担能力が欠如しているのは当然である以上、その無理な強行が「ドイツ破綻→資本主義体制危機の深化」というリスクに帰結する懸念も極めて大きかった、からに他ならない。まさにこのような「両問題の結合性=困難性」という「特質」を背景にしてこそ、本来政治的意味を無視できないこの「賠償・戦債問題」は、——債権国・アメリカの思惑を軸点にして——まさに「商業的債務」回収問題として処理されていくことになったわけである。しかし「賠償・戦債問題」の明らかな未決性はなお明白であろう。

ついで取り急ぎ2つ目として、(b)賠償問題の「プロセス」に移らねばならない。そこで最初に「プロセス」の「第1局面」は「ヴェルサイユ条約」期であるが、ここでは「賠償金総額の決定」がその課題をなしたものの、「総額」決定のアジェンダは結局は挫折した。その際、その座礁背景に、アメリカがドイツの支払能力限度として算出した600～1000億マルクという数字と、英・仏が要求した4800億マルクという金額との乖離があまりにも大きかったという事情があるが、その結果、英・仏は条約への「確定金額」明記を拒否したといってよい。その点で、この「賠償総額の不記入化」は取りあえずは

英・仏側の勝利ではあったが、英・仏側へも、過酷な賠償請求から生じるドイツ資本主義の危機がヨーロッパ全体の危機として自国に跳ね返ってくるという「ジレンマ」を突きつけた。

そのうえで「第2局面」は1921年5月の「ロンドン支払計画」期であって、このプランを通じて賠償委員会はいわば最後通牒というかたちでドイツへの支払計画を強制した。その骨子をざっと指摘すると、ドイツの賠償債務を額面金額合計1320億金マルクの3種類の債券に転化し、その利子支払(5%)と償還(1%)のために、ドイツは毎年「20億金マルクの年次金と輸出金額の26%に相当する金額」を支払うという点にあった。このような算定方式からラフに計算すると年支払額は約46億金マルクに当たるから、ヴェルサイユ条約時のカンリフ提示額4800億金マルクの6%＝288億金マルクに比較してはるかに軽減されていることが一目瞭然であろう。にもかかわらず、大幅軽減に至ったこの「ロンドン支払計画」に対してさえもドイツは支払モラトリアムに直面せざるをえない。すなわち、この段階でのドイツの支払能力は金・外貨の調達状況および財政事情から判断してほぼゼロに等しかつたかぎり、——この軽減された支払レベル義務にあっても——ドイツはたちまち支払不能に際会してモラトリアムを請求する以外になかったわけである。

こうして最後の「第3局面」こそアメリカの介入を呼び込んだ「ドーズ」期に他ならない。さてアメリカは1924年以降、「イギリスによるヨーロッパ問題解決の挫折」・「アメリカ過剰資本のヨーロッパへの投資要請」・「ヴァイマル政権への政治的懸念の解消」・「ボルシェヴィズム封じ込めを意図したヨーロッパ復興」などを諸条件として、「賠償問題」解決によく重い腰を上げ始める。すなわち、アメリカの肝煎りで「ドーズ委員会」が立ち上げられたうえで、このドーズ委員会によって24年4月にまず賠償支払計画案＝「ドーズ案」が発表され、それは最終的には8月のロンドン会議によって正式に承認を得るに至った。いわゆる「ドーズ案」の成立であるが、概略、以下の内容に整理できる。

つまり、(イ)「基本理念」——賠償問題を政治から切り離してもっぱらドイツの支払能力に立脚して支払計画を作成すること、(ロ)「支払方法」——24-26年の両年は賠償支払の一部を免除しつつそれ以後はドイツ経済の復興に

じて増額し、5年目以降は毎年25億金マルクの支払いを課すること、(イ)「トランスファー問題」——ドイツの支払義務はライヒスバンクの「賠償総代理人」への払込みによって完了し、トランスファー問題については「トランスファー委員会」を設置してそこに委ねること、これである。こうしてこの「ドーズ案」に至って初めて、「賠償問題」はその「現実的」処理の次元に到達したと考えられ、その結果、ドイツは当面はこの支払いを完全に遂行し得たといつてよい。

最後に3つ目として、(c)賠償問題の「意義」を整理しておこう。そこでその「意義」を大きく取りまとめれば、さし当たり以下の3点が直ちに指摘可能だと思われる。すなわち、まず第1点は(イ)主にその「限界」に関連し、この「賠償問題」が「ヨーロッパ内部」での自主的処理によっては「解決」不能だった点である。なぜなら、戦後ヨーロッパ危機の深刻性およびそこから派生する英・仏の対立の激しさがその円滑な解決を困難にしたからであって、そこにこそ、問題解決に向けたアメリカ介入の決定的根拠があった。

ついで第2点は(ロ)その「成果」に関わるが、賠償問題の「アメリカ型処理」ともいうべき「ドーズ案」の、その「巧妙性」が強調されてよい。つまり、ドイツの抱える「予算と対外バランスとの均衡」という基本問題を「解決」するものとはもちろんいえないものの、この「ドーズ方式」は、「トランスファー問題」を棚上げ＝回避しつつ、フランスの「政治的」要求をかわしながらドイツ負担の軽減を実現したという意味で、極めてプラグマチックな性格を発揮したといえる。まさにその点で、この方式は「現実的処理能力」を持った「現実的かつ巧妙な」システムだった——と性格づけられねばなるまい。そして最後に第3点が(ハ)「総括」的論点であって、「ドイツ再建の基盤性」と「ドイツ発展への制約性」という両方向的作用が重要だと思われる。まず前者については、この賠償問題の現実的処理＝決着こそがアメリカ民間資本のドイツへの大量流入を可能にした基本条件であった以上、それが、ドイツの戦後復興と本格的再建を可能にした基礎条件であったことは自明であろう。しかしそれだけではない。他方で後者のベクトルとしては、——かなり「軽減」されたとはいえ——賠償支払は、戦後ドイツ資本主義の展開にとって決定的な重荷＝「負担」となっていかにざるをえない。というのも、いうま

でもなく賠償支払が滞りなく履行可能なためには貿易黒字＝海外余剰ないし財政黒字の継続化が不可欠であり、それは最終的には輸出拡大・財政再建に規定されるが、この課題がドイツ経済を根本から束縛したからに他ならない。要するに、賠償問題の持つこのような「二面的性格」こそが特徴的であって、取り分け、この「制約関係」の重みがくれぐれも重視されるべきであろう。

[3] ヴァイマル体制 そのうえで第3に、③ドイツを規定した、もう1つの「制約関係」をなす「ヴァイマル体制」はどうか。まず1つ目に(a)「ヴァイマル体制」の「成立背景」を概観しておく必要がある。さてこの「ヴァイマル体制」成立の発端は、第1次大戦におけるドイツの敗北を引き金として勃発した「ドイツ革命」(1918年11月)にあった。その場合、このドイツ革命は、大戦末期の戦争敗北状況を背景として発生し、キール軍港の水兵反乱を契機にしつつベルリン暴動を通じてドイツ全土に波及していったが、その経過を特に政治内容面からみると、帝政打倒に成功した「第1幕」と、革命の「社会主義革命」までへの転化を巡って闘われた「第2幕」とに区分できる。そして、そのうち「第1幕」に関してはこれ以上つけ加える点はないから問題はもっぱら「第2幕」に絞られるが、まさにこの「第2幕」における、革命勢力内部での左右の路線対立表面化とその対立の決着＝妥協に即してこそ、ヴァイマル体制はその成立を画されるといってよい。

そこでこの「路線対立→妥協」プロセスを少し追うと、帝政廃止後の新体制に関して、まず一方の、ローザ・ルクセンブルクやリープクネヒトなどの左派・スパルタクス団陣営は、進行中のドイツ革命を「共和国樹立」で終結させるのではなくあくまでも「社会主義樹立」にまで転化させるべきだと正当に主張した。それに対して他方の、シャイデマンらの社民党主流は——何よりも資本主義の範囲内の——革命を「帝政廃止＝共和制樹立」に止めるという方針で対抗したから、その結果、左右のいわば「内線」状況が惹起されざるをえなくなっていく。しかし、当時の政治・経済構図から判断すると(残念ながら)この内戦の帰趨はある程度明瞭であった。すなわち、ドイツ全体の資本家・貴族・地主・右派勢力・軍部などを総結集した「反社会主義グループ」勢力の絶対的優位は明白であったから、このグループの「反革命」型弾圧が勝利するに至り、ドイツ革命は「反革命」的帰結をもって終結を余

儀なくされる。こうして、まさに「革命の、『社会主義革命』への転化・発展阻止」のためにこそ、社民党主導での共和国樹立が宣言されていくのである。このような数奇な誕生過程を運命づけられたものこそ「ヴァイマル体制」だったのである。

そうであれば、以上のような「成立背景」を前提として、次に2つ目に(b)このヴァイマル体制の「特質」⁵⁾に関してもその内容的輪郭が浮かび上がってこよう。なぜなら、このドイツ革命の帰趨をざっと一見しただけでも、ドイツ革命の結果として成立したこのヴァイマル体制の、その「妥協的性格」が明瞭だからに他ならないが、その『『妥協的』特質』は何よりも——「ヴァイマル体制」のマニフェストの基盤をなす——「ヴァイマル憲法」(19年8月11日)に結実していると判断してよい。その点をやや具体的にみてみよう。

周知のように、このヴァイマル憲法は「先進的性格」の典型だとされるが、その「先進性」は以下の2系列に整理可能である。つまり、まず1つは「ブルジョア民主主義の『徹底化』」と括れるラインであって、具体的には例えば、「主権在民の共和制および連邦制」・「婦人参政権を含む20歳以上の普通選挙権」・「直接選挙による大統領選出」などの「政治条項」に加えて、「社会保障の整備」・「労働者の団結権と団体交渉権承認」という「労働・社会条項」もが明示された。ついでもう1つは、ブルジョア民主主義の範囲を「ある程度超える『社会化』規定」と意義づけ可能なラインに他ならず、以下の如き条項がそれに当る。すなわち、「私企業の公有化可能性を認めた社会化規定」・「労働者評議会や経済評議会の設置」・「労働者の企業参加権の容認規定」などであって、これらが、資本主義的労資関係の伝統的枠組みを「何かしか超える」性格を有することは明瞭であろう。まさにその意味で、ヴァイマル憲法はこれら「2系列」の「先進性」を通してこそ大衆の革命的エネルギーを体制内に吸収しようと図ったのであり、したがってその点を重視すれば、この「憲法」に立脚した「ヴァイマル体制」が社会主義革命を「流産」させるための「妥協の産物」だった——という本質もまさに手に取るように明白ではないか。

以上を踏まえて最後に3つ目に、(c)ではこのような「特質」を孕む「ヴァイマル体制」はドイツ資本主義に対してどのような「制約」を現実的に及ぼ

したのであるか。さてこの「制約関係」といった場合、その論理ラインは次のように整理可能であろう。すなわち、すでに確認した「ヴァイマル憲法体制」の骨格的特質は、「政治的諸権利」の徹底化を一応別にすれば、「労資同権化」・「社会保障」・「経営参加」を柱とした「現代的労資関係形成」という点にあったが、そうであれば、この「現代的労資関係」が、主として(i)「賃金」動向(ii)「労働争議」(iii)「財政支出」の3面において、企業投資と政府財政に対して無視し得ない「制約・負担」作用を与えたことが十分に予測できる——と。

そこでこの3面の実態にもう一步立ち入ってみよう。まず(i)「賃金」動向に着目すると、賃金に対して国家が規制を加えて一定の水準を確保するといういわゆる「政治賃金」(politischer Lohn)が否定できず、その結果、このヴァイマル期に実質賃金は一貫して上昇を遂げた。事実、ざっといくつかの数字を追えば、「週実質賃金率」は1924年=100→27年=127→29年=137となるから、その上昇基調はほぼ明瞭といってよい(表1)。

したがって、ごく大雑把にいて、ヴァイマル期には賃金水準の一貫した上昇の結果、この期間における生計費上昇をカバーしつつ戦前の購買力水準を回復した——と整理できるから、他方での「8時間労働制」普及なども相まって、この「賃金水準上昇」が、ヴァイマル期・資本蓄積に対する一定のコスト的「制約関係」となったことは明白であろう。

ついで(ii)「労働争議・調停」に関してはどうか。まずその基本前提として「労働協約適用・被用者数」の推移を確認すると、ヴァイマル型労資同権化を基盤として極めて安定した数値を示す。例えば、1919年=5百万人→22年=14.2百万人→26年=11.1百万人→29年=12.3百万人という数字を刻む

表1 相対的安定期における賃金の動向

	週賃金率			
	名目		実質	
	A	B	A	B
1924年	100	99	100	75
25	125	124	117	88
26	135	134	125	94
27	142	141	127	95
28	135	151	133	100
29	160	158	137	103

(出所) G.Bry, Wages in Germany, p. 331, 362.

(注) A欄は1924年基準, B欄は1913-14年基準。

前掲, 戸塚・徳永編『現代労働問題』256頁。

(表2)が、戦前の水準がほぼ100～150万人だったことを想起すれば、このヴァイマル期における労働協約制度の飛躍的拡大は一目瞭然といってよい。そしてまさにそれと逆相関的に「争議件数」は減少しているのであり、実際、ざっとみて24年=34千件(公的調停機関利用率=54.8%)→25年=27千件(49.8%)→27年=14千件(58.7%)→29年=10千件(73.1%)という推移を辿るから、その縮小傾向がよく分かる(表3)。しかしその際に注意が必要なのは「公的調停機関利用率」の水準であって、その比率はほぼ持続的に上昇を経過していく。そこで重要なのは、一面での労働争議の減少自体がヴァイマル体制における「労資同権化」の進展=労資交渉制度の進捗——逆方向ベクトルからみれば企業による争議封じ込め「貨幣コスト負担」増加——を表現しているのは事実だとしても、他面で、その労資交渉・争議が何よりも「公的調停機関」という「国家の介入」を不可欠の補完システムとしていた点に他ならず、ここにも、ヴァイマル型「労働争議・調停」スタイルの特質が見て取れよう。そして

表2 ヴァイマル期の労働協約とその適用状況

年次	協約数	適用被用者数 (千人)
1919	11,009	5,986
20	11,624	9,561
21	11,488	12,883
22	10,768	14,261
24	8,790	13,135
25	7,099	11,904
26	7,533	11,140
27	7,490	10,970
28	8,178	12,267
29	8,925	12,276
31	9,115	11,950
32	8,970	10,913

(出所) *Statistisches Jahrbuch für das Deutschen Reich, Reichsarbeitsblatt, Sonderheft, 57, 58.*

(注) 1919-22年は各年度末、それ以降は年初頭の状況。
前掲、戸塚・徳永編『現代労働問題』255頁。

表3 調停機関の利用状況

	争議件数 (A)	調停機関 提訴件数 (B)	利用率 (B)/(A) (%)
1924年	33,855	18,575	54.8
25	26,958	13,418	49.8
26	8,044	5,043	62.7
27	14,367	8,436	58.7
28	12,228	8,037	65.7
29	9,723	7,109	73.1
30	4,507	4,017	89.1

(出所) (A)は *Wirtschafts- u. Sozialstatistisches Handbuch*, hrsg. von B. Gleitze, S. 333.

(B)は N.Reich, op. cit., p. 139. なお調停機関の定義は*をみよ。

前掲、戸塚・徳永編『現代労働問題』257頁。

表4 中央・州・市町村の目的別経費の内訳

	1913年度		1925~28年度平均		
	金額	構成比	金額	構成比	増加指数
	百万M	%	百万RM	%	
一般行政費	660	9.2	1,540	8.6	233
国防・司法・警察費	2,381	33.2	2,142	12.0	90
教育・文化費	1,392	19.4	2,746	15.4	197
福祉費	691	9.6	3,203	18.0	464
住宅費	31	0.4	1,422	8.0	4,587
産業・交通費	1,018	14.2	1,891	10.6	186
市町村各種施設費	429	6.0	612	3.4	143
ライヒ・州の公債費 ¹⁾	477	6.6	580	3.3	122
その他の経費	36	0.5	31	0.2	86
戦争に基づく経費	63	0.9	3,643	20.5	5,783
合計	7,178	100.0	17,810	100.0	248

(出所) *Die deutsche Finanzwirtschaft vor und nach dem Kriege (Einzelschriften zur Stat. d. Dt. R., Nr. 14) 1930, S. 102-5; Stat. Hb. von Deutschland, 1928-1944, 1949, S. 546-7.*

1) 市町村および市町村連合の公債費のうち、分類できないものは1927年度までは中央・州の公債費に算入、それ以後はその他経費に計上されている。

前掲、加藤『ワイマル体制』384頁。

そうであれば、国家の「半強制的」調停制度によってこそヴァイマル期労資関係が大きく支えられていく以上、国家によるこの支持作用が——それを貨幣的に担保するという点から——国家経費支出増となって跳ね返るのは当然であった。まさにヴァイマル体制型「制約関係」の一発現とみてよい。

そこで最後に「財政支出」の概況も視界に入れておこう。といってもヴァイマル型労資関係との関連で「福祉関連費・住宅費」をなぞるに止まるが、最初に大区分にしたがって「福祉費」と「住宅費」の推移に着目すると、「中央・州・市町村全体」ベースで、まず「福祉費」が1913年度=691百万マルク（構成比9.6%）→25~28年度平均=3203百万Rマルク（18.0%）となって増加指数464を示すし、また「住宅費」も31百万マルク（0.4%）→1422百万Rマルク（8.0%）となって指数4587という凄まじい増加率をみせる（表4）。これ以外の諸経費が概ね2倍を下回る状況を勘案すれば、労資関係安定化を課題としたこの2経費の伸張の激しさが極めて顕著だが、この方向か

表5 福祉費の内訳

	(百万M, RM ; %)	
	1913年度	1925~26年度平均
経済的扶助	296 (42.8)	1,384 (45.4)
児童福祉・保健衛生	392 (56.7)	786 (25.8)
失業者扶助 ¹⁾	3 (0.4)	877 (28.8)
計	691 (100.0)	3,047 (100.0)

(出所) *Finanzen und Steuern, op. cit.*, S. 154 f.

1) 職業紹介事業を含む。

前掲, 加藤『ワイマル体制』389頁。

らも、「国家財政に対する、ヴァイマル体制の『制約関係』」が手に取るように理解可能であろう。この大区分を押さえたうえで、もう一步「福祉費」の内訳にまで目を向けると、それは大きく整理して「経済的扶助」・「児童福祉及び保健衛生」・「失業者扶助」の3項目から構成されるが、その3項目はそれぞれ1913年度から25~26年度平均にかけて以下のような数値を刻む(表5)。すなわち、296百万マルク(構成比42.8%)→1384(45.4%), 392(56.7%)→786(25.8%), 3(0.4%)→877(28.8%), という軌跡を描くのであって、特に「失業者扶助」を中心にして「福祉費」の膨張が明瞭といってよい。大きな「負担・制約関係」が表出してくる。

II ドイツ金融恐慌の内実=根拠

[1] 資本蓄積 最初に、ドイツ金融恐慌⁶⁾の「内実」の1つ目の前提として(1)「資本蓄積」の特殊動向から確認していくが、まず第1に①ヴァイマル期・ドイツ資本蓄積の「課題」に關説しておこう。さていまフォローした通り、ドイツ資本主義は(A)「ヴェルサイユ体制」および(B)「ヴァイマル体制」という2つの内外的「制約関係」の下での運動展開を義務づけられたが、この「制約関係」は資本蓄積過程に対しても特有な基底的「課題」を負わせることとなった。立ち入って指摘すると、(A)まず前者に即してみれば、賠償支払が継続可能なためには、国家レベルにおいて「経常黒字ないし財政黒字」が確保されつついずれにしても安定的な「政府余剰」の発生が不可欠だが、

そのためには何よりも「輸出増大」がその決定的条件をなす。その意味で、「ヴェルサイユ体制からの『制約』」は、「資本蓄積の課題」としては、企業に対して「輸出競争力拡大」を体制的に強制せざるをえない。ついで(B)後者に即して考えると、1つには、ヴァイマル型労資関係支援に関わる(「福祉費」中軸の)「政府支出増大」に対処するためにはいま(A)で確認したと同形の関連が作用する他、もう1つとして、ヴァイマル型労資関係維持に伴う(「労務費」・「福利厚生費」などの)「企業コスト上昇」に対しては、資本主導の、「生産性向上」を条件とした『労働コスト削減』が追求される以外にはなくなる。したがって、「ヴァイマル体制からの『制約』」は、「資本蓄積の課題」としては、企業に対して「生産性向上」を体制的に突きつけていかなざるをえない。

このような論理に従えば、「2大体制」から強制される「資本蓄積の課題」は結局次のような「1つの焦点」に合流することが見えてこよう。すなわち、「輸出競争力拡大」も「生産性向上」もその基本条件は「産業合理化」以外にはないかぎり、最終的にいって、ドイツ資本蓄積運動の「焦点」はこの「産業合理化」の上にかこ結ばれるのだ——と。

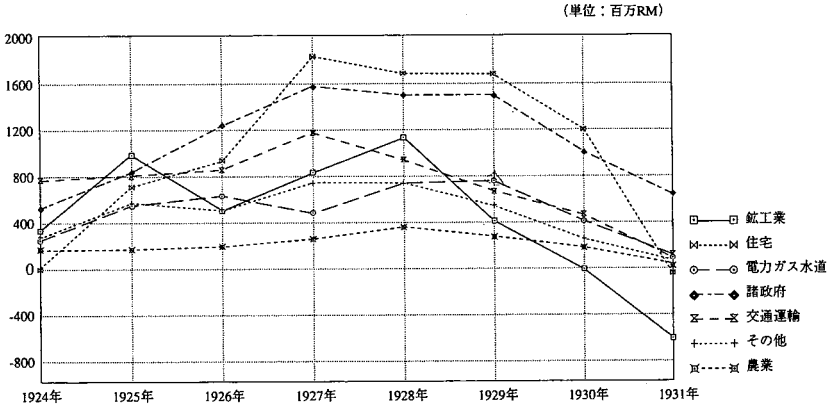
ついで第2に②この「ドイツ産業合理化」⁷⁾の「内実」にやや立ち入った分析を加えねばなるまい。そこで最初に(a)「合理化」の「理念的背景」から入っていくと、すでに前提としたように、この「合理化」の出発的動機は何よりも「各種コスト削減による利潤率上昇」にかこあったが、そのこともあって、戦後ドイツにおいてはこの「合理化」がいわば経済的中心問題として喧伝された。しかしさらに特徴的なのは、この「合理化」(Rationalisierung)こそが革命直後の「社会化」(Sozialisierung)⁸⁾に代わって「ヴァイマル型労資協調路線」の「花形スローガン」になった点であって、この「合理化運動」が、資本家側は当然として労働者階級の大部分もがそれに巻き込まれていった「一大社会運動」であったことが——「教訓」として——無視されてはならない。例えば、「われわれは……合理化を、つまり生産における資材と労働の支出による産出量を増大させるためにすべての技術的・組織的手段を使用することを、福祉水準向上のためのもっとも重要な前提の1つと考える」⁹⁾とする労働組合からの「建議書」の中に、その「悲劇」を見るべきで

はないか。

以上の如き実状を一応念頭に置きつつ、ついで(b)この「合理化」の「限定要因」をあらかじめ踏まえておきたい。さてこの「要因」として大きくは3点指摘可能であって以下のように集約できる。つまり、(イ)「資本過剰の深刻性」——過剰資本形成が自律的解消システムを欠落した状況で進行したため、その「徹底的整理」が、個別資本にとっては勿論のこと「ヴァイマル体制＝ドイツ資本主義」全体にとっても明らかに耐え難かったこと、(ロ)「賃金高位性の政治的性格」——「割高な賃金水準」は、単に労働力需給という経済的要因に起因するのではなく「ヴァイマル体制」の本質からする「政治賃金」の性格が強烈な以上、これを「克服」するための「合理化水準」は極めて高くならざるをえなかったこと、(ハ)「外資の決定性」——合理化資金が、安定的な信用供与拡張にはなくあくまでも不安定な「外資」に極端に依存せざるをえなかったため、この外資に立脚できる企業が限定されて「資本不足」解消がままならず、その結果、合理化進展に歪みと限界が画されたこと、これである。要するに、ドイツ合理化の「限定性」は明白だったのである。

そのうえで(c)「合理化の実態」に進もう。最初に「新規投資額」プロフィール(図1)を利用して(イ)「投資動向推移」から検出していくといくつかの特徴が出てくる。まず1つ目に「時期的経過」では、おおむね1927年か28年に投資ピークを迎える点に各産業部門の共通性があるが、もう一步立ち入るとそのピークの分断性も無視できない。具体的には、「住宅」・「交通および運輸」・「諸政府」などの部門が27年なのに対して「鉱工業」・「農業」は28年だし、さらに「電力・ガス・水道」に至っては29年にまでずれ込んでいる。その点で投資ピークにやや同調性が欠落しており、それが投資ピークの分断を招いた結果、ドイツ合理化投資運動の盛り上がりをそれだけ弱めたと推測される。

ついで2つ目に「投資額」に移ると、その中で注目されるのは、「公的部門」の比重がかなり高い点に他ならない。すなわち、まず直接的にいて「諸政府」そのものが全部門中で首位もしくは第2位を一貫して占めているが、それだけでなく、交通・運輸・電力などという事実上の「政府系」をも含めるとそのウエートはさらに高まるに違いない。ここでもヴァイマル型

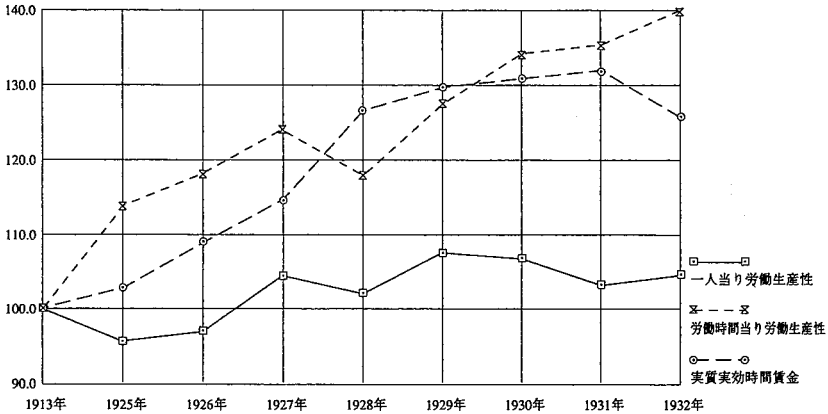


(出所) *WiSta*, 1935, S 689.
前掲, 加藤『金融恐慌』20頁。

図1 新規投資額

「国家介入」の重要性がうかがい知れるとともに、他方、ドイツ経済を積極的に牽引すべき民間（特に新興産業）の新規投資増大エネルギーが決定的ではなかった側面も表出している。この点はさらに、ついで高位にあるのが「住宅」であることにも表現されており、すでに確認した通り、ヴァイマル体制「財政支出構造」における特徴の1つが「住宅費」にあった以上、その反映がここにも垣間みられる。最後に3つ目として「増加率」はどうか。しかしこの点に即しても、すでに摘出してきた傾向は同様に浮かび上がってくる。つまり、やはり、「住宅」（1924年=0→27年=1800百万マルク）や「諸政府」（500→1600）および「交通・運輸」（800→1200）の伸び率があきらかに大きいのに比較して、例えば「鉱工業」などの伸張程度は小さく、28年を過ぎると急速な単調減少基調に入り込む。こうして増加テンポにおいても「民間系」は「政府系」を下回る。

要するに「投資動向推移」に関しては、「民間系」がその「額・率」のいずれにおいても「政府系」に及ばないこと、しかもその投資ピークに「分断性」が顕著なこと——が明白なのであり、まさにそこから「合理化投資ブーム」の「微弱性」が確認できよう。



(出所) Holtfreich. (1984) S. 130-131より作成。
 前掲, 加藤『金融恐慌』41頁。

図2 労働生産性と資金(手工業・産業)

次に「合理化の実態」の第2側面として(ロ)「生産性水準動向」に目を転じてみなければならない。そこで「生産性水準」を規定するファクターをなす「労働生産性」と「実質実効時間賃金」との大まかな推移を辿ってみると(図2), 以下の3点がさし当たり注目に値する。つまり, 最初に1つ目に, この2つの数値とも——「資本の過剰生産」が表面化する1928年を唯一の例外として——25年から30年まで一貫して向上を遂げたことが明らかに読みとれる。したがってその意味で, この期間における「合理化」効果の発現はまず基本的には否定できまい。しかし事態はもう一步複雑であって, ついで2つ目として「労働生産性」の中にまで立ち入るとさらにヨリ深い実態が浮上してくる。つまり, 「一人当たり」のそれがほぼ指数「100~110」(1913年=100)のボックス圏で停滞気味に終始するのに対して, 「労働時間当たり」のそれは30年代に至るまで極めて活発な上昇を記録し例えば32年には140の大台にまで達する。このような両者の乖離に関してはなお資料不足が免れないが, 例えば, ヴァイマル体制の「政治的配慮」が作用して, 固定設備増進の「割には」労働者節約=過剰人口形成が進行しなかった点——だけは予想可能であろう。

表6 労働生産性と賃金(手工業・産業)

年	1) 生産指数	2) 雇業者指数	3) 一人当り労働生産性	4) 週労働時間	5) 週労働時間指数	6) 平均的名目実効時間賃金	7) 平均的名目協定時間賃金	8) 生計費	9) 実質実効時間賃金	10) 労働時間当り労働生産性	11) 資本・賃労働関係
1913	100	100	100	55.1	100	100	100	100	100	100	100
1925	103.4	107.8	95.9	46.3	84	146	135	141.8	103	114.2	110.9
1926	93.7	96.7	96.9	45.2	82	155	146	142.1	109.1	118.2	108.3
1927	118.8	113.5	104.7	46.5	84.4	169	154	147.9	114.3	124.1	108.6
1928	119.1	117	101.8	47.5	86.2	190	168	151.7	125.2	118.1	94.3
1929	121.4	113.3	107.1	46.4	84.2	200	177	154	129.9	127.2	97.9
1930	106.1	99.3	106.8	44	79.9	194	180	148.1	131	133.7	102.1
1931	85.1	82.8	102.8	41.9	76	180	171	136.1	132.3	135.3	102.3
1932	72.8	69.7	104.4	41.2	74.8	151	144	120.6	125.2	139.6	111.5

(出所) Holtfrerich (1984) S. 130-31

注) 6), 7) は1913/14年の実数値を100とした指数, ほかは1913年の実数値を100とした指数。

3) = 1) / 2) × 100

6) は時間当りの賃金(超過労働時間を考慮した諸手当を含む)

7) は協定による時間当りの賃金

9) = 6) / 8), 実質時間当りの賃金

10) = 3) / 4) × 100, 労働時間の短縮を考慮した労働生産性。

11) = 10) / 9) × 100

前掲, 加藤『金融恐慌』42-43頁。

そのうえで最後に3つ目は「実質賃金」の動向であって、この「実質賃金」がいま触れた2つの「労働生産性」を大きく凌駕する傾向が明瞭といってよい。事実、恐慌に突入する31年に至るまで極めて顕著な上昇軌道を直進し続けることが確認できるから、したがってその点に強く注目すれば、——次で詳述する如く——その両者の相対関係からして、「資本—賃労働関係」における資本の「不利化」の進行も十分に推測できるのではないか。

ここまでを前提にしてこそ、最後に「合理化の実態」の第3側面としての「資本—労働間の『コスト関係』」も初めて理解可能になってこよう。そこで「資本—労働の総体的コスト関係」(表6)に関する総合的抽出を試みるが、まず1つ目に「実質実効時間賃金」から整理していくと以下のような軌跡を描く。つまり、1925年=114.2(13年=100)→27年=114.3→29年=129.9→31年=132.3と動くから、先にも概観した通り、「労資関係」次元における、「資本にとっての基本コスト」を構成するこの「賃金」が——「ヴァイマル

型『政治賃金』¹⁰⁾という性格を持ちながら——かなり顕著な騰貴を示した点
 がまず一目瞭然といてよい。次に2つ目に、それに対抗すべき、「資本に
 よるコスト削減」効果能力を表示する「労働時間当たり労働生産性」のレベ
 ルはどうか。この点の基本動向もすでに概観は提示したが、もう一段詳細な
 数字を拾えば、例えば114.2→124.1→127.2→135.3という数値が刻まれる。一
 見して明瞭のように、相対的安定期初期でのその向上程度の大きさは確かだ
 と判断できるがそのペースは持続できず、早くも27年段階からは停滞基調を
 余儀なくされていく。したがってこのような「足踏み傾向」は先にみた停滞
 傾向をそのまま追認することにもなっているが、その点では、「コスト削減」
 作用の不利性に連結しよう。

まさにこの2方向ベクトルの総合化として、「資本-賃労働関係」の本質
 が3つ目として表出して来ざるを得ない。そこで、「労働時間当たり労働生
 産性/実質実効時間賃金」という計算によって「合理化の『効率』」を仮に
 算出してみると、その結果は、110.9→108.6→97.9→102.3という時系列をな
 す。確かに、概ね100を超えているから「合理化効率」の一応の発現は否定
 はできないものの、しかし「97.9」というマイナス効果（最低値28年=94.3）
 もある他、全体としてその効率程度は決して大きくはない。要するに、「合
 理化投資」の「効率程度」には、なお小さくない限界が無視できないのだと
 結論できる。

最後に第3として③「ドイツ産業合理化」の「意義」を手短かに総括してお
 くことが必要であろう。さて以上まででフォローしてきた「合理化投資」の
 「意義」を特にその「限界」にアクセントを置いて概括すれば、取りあえず
 以下の諸点が重要だと思われる。そこで、まず[A]「個別的視点」からそ
 の「限界」を列挙すれば、これまでの具体的検討の整理に立脚して、次の5
 点が直ちに指摘可能とみてよい。すなわち、(a)「投資盛り上がり時期の『分
 断性』」(b)『政府系』投資の『民間系』投資に対する優越性(c)「合理化投
 資の『ブーム』型同調の欠落性」(d)「設備投資効果を表現する『一人当たり
 生産性向上』の停滞性」(e)「賃金コスト削減効果の不十分性」、のポイント
 に他ならず、総じていえば、この「ドイツ産業合理化」過程は、「公的投資
 に主導されるとともに技術革新型設備投資への着火が不十分だったため、

『ブーム性』と『コスト削減効果』とを欠落させた『不完全燃焼』に止まった」といわざるをえまい。ついで、これらの「限界」をもう一步抽象度を上げて[B]「総体的視点」から集約するとどのように見えてくるか。その「総体性」をさし当たり例えば3点に包括すれば、次のポイントに括れよう。つまり、(a)『賃金圧力』克服の困難性 (b)『資本過剰』克服の困難性 (c)『操業率低下』克服の困難性——という3大論点であり、結局、「ヴァイマル体制の課題突破の困難性」という根底的命題に行き着いてしまう。したがって極めて「悲観的結論」に到達する他はない。

そこで最後の設問に辿り着くが、[C]「ドイツ合理化の本質」は何か。それは、「ヴェルサイユ体制」及び「ヴァイマル体制」という内外2つの体制によってドイツ資本主義に強制された、「合理化による『資本余剰』・『経常余剰』の形成」という体制的課題の実現に失敗した——という点であって、その意味で「ドイツ産業合理化」は基本的な「限界」を免れ得ていない。例えば「不徹底な」¹¹⁾「消極的な」¹²⁾合理化と命名される所以である。

[2] 金融構造 そのうえでドイツ金融恐慌の「内実」の2番目として(2)「金融構造」¹³⁾に視角を転回したい。そこで最初に第1は①「民間金融」の動向に目を向けるが、まず(a)「企業の資金調達」構造(表7)から入ろう。例えば、1925・26年段階～28・29年段階をとって、産業別の資金調達・増加率を「準備・株式・長期債務・短期債務」という項目別に把握すると、何よりも「短期債務」の増加が目立つ。まず(i)「鉱工業総計」をみると、「法定準備と諸積立金」からなる「準備」=8.5%、「株式」=17.7%、「長期債務」=28.3%、「短期債務」=45.6%となって、「短期債務」の拡張基調が明瞭といつてよい。その場合、この「短期債務」には例えば「顧客の内払金・買掛金・銀行債務」などが通常分類されるが、その中で太宗を占めるのが「銀行債務」であることは当然であろう。そしてこの「銀行債務」の取引対象の中心にベルリン銀行が位置しているのは後に確認する通りだが、ドイツ企業の資金調達が「短期債務」に著しく依存していた現実にもまず強い注意を払っておくこと——が重要である。この点にドイツ型特質の基本がまず浮上してくる。

ついで「産業部門別動向」にもう一步立ち入りながら——「設備投資増加率」を基準にして——(ii)いわゆる「成長産業」と「停滞産業」とに区分しつ

表7 株式会社の資金調達（産業部門別）－1925/26年－1928/29年－

（単位：％）

	準備	株式	長期債務	短期債務
化学	9.4	35.4	37.7	17.6
製紙・紙加工	8.5	21.2	36.8	34.0
繊維	22.2	23.3	10.9	43.6
電機	4.7	20.7	29.2	45.5
鉱山	5.2	29.8	41.7	23.3
建築用資材・土石	7.2	16.7	13.3	62.7
その他加工	8.4	9.3	16.5	65.7
金属加工	-3.2	17.9	27.7	57.7
製鉄・冶金	-9.0	15.1	46.2	47.7
自動車	14.3	-224.7	146.0	-35.6
その他機械	0	-5.3	0.2	105.2
鉱山混合	17.8	9.7	63.4	9.1
機械	2.3	-2.4	16.4	83.9
鉱工業総計	8.5	17.7	28.3	45.6
電力	3.0	25.8	42.4	28.8
運輸	4.4	34.3	29.9	31.4

（出所）前掲，加藤『金融恐慌』154頁。

注）準備：法定準備と諸積立金を含む。

株式：未払込み株式を除く名目資本金と受益証券を含む。

長期債務：社債（外債含む）抵当債，長期借入金を含む。

短期債務：顧客の内金払，買掛金，銀行債務，その他債務を含む。

つその特徴を概観すると，まず1つ目に「成長産業」と考えられる「化学・鉱山業・製紙業」などでは「株式」と「長期債務」への傾斜傾向が目につく。例えば，その代表をなす「化学」に注目すればその数値は「準備」=9.4%，「株式」=35.4%，「長期債務」=37.7%，「短期債務」=17.6%となるから，「短期」が小さいのに比較して「株式」と「長期」への依存基調が明確といってよい。その原因に関しては，1つとして「株式」については，企業成長性が魅力となって株式発行が可能であったとともにその発行を手段として「合併・買収」¹⁴⁾が進行した点が推測されるし，もう1つとして「長期」については，やはりその成長性が評価されて内外・資本市場において「外債・社債」の発行が順調だったからではないか。それに対して2つ目として「停滞産業」

の色合いは明確に異なる。この「停滞産業」には通常「製鉄・冶金」や「機械」などがグループ化されるが、そのうち前者では「長期」への依存が著しい(46.2%)し、後者では逆に「短期」への集中が極めて激しい(83.9%)。その際、その理由に関してはかならずしも明瞭ではないが、「停滞=成熟産業」という性格が、一方ではその短期的成長性観点からは企業評価を低くめて「株式発行」を困難にしたが、他方で従来からのネーム・バリュー的観点からはその信用度を保ったため「外債・社債発行」はなお可能であった——という事情はある程度理解できよう。

そのうえで、(イ)全体的には「短期債務・依存型」のこのような「資金調達」構造はどのような「帰結」に遭遇せざるを得ないであろうか。すでにふれたようにこの「短期債務」の中心は「銀行債務」であったが、株式増資を実行したり証券発行が可能だった企業は、その調達資金によって銀行債務の返済・軽減を計ったり、あるいは短期・銀行債務の「長期債務」への転換が可能であった。しかしそれに対して、株・証券の発行が困難だった企業はこの銀行債務を累積させる以外になかったのであり、事実、28年以降には海外資本市場での証券発行が逼迫していったから、大企業でさえ銀行債務の累積に呻吟し始めたといつてよい。まさに「短期債務→長期債務」への転換可否が死命を制することになる。

以上のような「企業・資金調達」を前提にして、次に(b)「ベルリン大銀行の対産業金融」(表8)に視点を移動させよう。そこで最初に(イ)対産業金融の源泉をなす「負債=資金調達」の動向をチェックしていくと、その内訳は主として「自己資本」(資本金プラス準備金)と「預金」から構成されるが、どのような推移を辿るか。まず「自己資本」を追うと顕著な持続的低落が浮かび上がってくるといってよく、構成比でみて、1913年=19%をピークとしてそれ以降は24年=15%→26年=9%→28年=7%→30年=6%と見事な単調減少に移る。もっともこの「自己資本」の絶対額はほぼ横這いだから、この比率低下はもっぱら他方の「預金」の膨張に左右されているというべきだが、いずれにしても、「自己資本率低下」という形で、ベルリン銀行における自立性衰弱化傾向が進行していることだけは否定しえまい。そうであれば次に、「預金」の質的・量的ウエイト増大が直ちに指摘可能なのであり、ざっ

表8 ベルリン大銀行の資産・負債

(単位：百万 M. R.M. %)

	1913	1924/1	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
現金等	357	107	233	290	294	360	412	426	431	401
手形,小切手	1771	40	1057	1492	1754	2044	2686	3038	2573	1481
ノストロ債権	318	478	727	748	932	1177	1253	1305	1011	373
ルポ-ルロンバ-ト	795	17	47	149	844	619	745	562	353	129
商品貸付	510	74	261	479	503	868	1574	1972	2116	1142
保有証券	402	61	61	68	113	139	151	211	173	470
引受参与	336	82	78	80	76	117	129	168	166	141
持続的参与	297	125	134	139	144	154	169	112	114	127
当座貸越	2853	532	1644	2504	3155	4158	4713	5756	5723	4723
資本金	1105	474	504	504	561	589	573	588	553	512
準備金	361	174	180	191	226	265	286	330	330	115
預金	4805	1090	3660	5128	6777	8433	10028	12037	11130	7558
引受手形等	1309	2	22	240	340	422	437	513	701	919
総計	7744	1751	4438	6141	8015	9825	12032	13765	12976	9319
現金等	(4.6)	(6.1)	(5.3)	(4.7)	(3.7)	(3.7)	(3.4)	(3.1)	(3.3)	(4.3)
手形,小切手	(22.9)	(2.3)	(23.8)	(24.3)	(21.9)	(20.8)	(22.3)	(22.1)	(19.8)	(15.9)
ノストロ債権	(4.1)	(27.3)	(16.4)	(12.2)	(11.6)	(12.0)	(10.4)	(9.5)	(7.8)	(4.0)
ルポ-ルロンバ-ト	(10.3)	(1.0)	(1.1)	(2.4)	(10.5)	(6.3)	(6.2)	(4.1)	(2.7)	(1.4)
商品貸付	(6.6)	(4.2)	(5.9)	(7.8)	(6.3)	(8.8)	(13.2)	(14.3)	(16.3)	(12.3)
保有証券	(5.2)	(3.5)	(1.4)	(1.1)	(1.4)	(1.4)	(1.3)	(1.5)	(1.3)	(5.0)
引受参与	(4.4)	(4.7)	(1.8)	(1.3)	(1.0)	(1.2)	(1.1)	(1.2)	(1.3)	(1.5)
持続的参与	(3.8)	(7.1)	(3.0)	(2.3)	(1.8)	(1.6)	(1.4)	(0.8)	(0.9)	(1.4)
当座貸越	(36.8)	(30.4)	(37.0)	(40.8)	(39.4)	(42.3)	(39.2)	(41.8)	(44.1)	(50.7)
資本金	(14.3)	(27.1)	(11.4)	(8.2)	(7.0)	(6.0)	(4.8)	(4.3)	(4.3)	(5.5)
準備金	(4.7)	(9.9)	(4.1)	(3.1)	(2.8)	(2.7)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(1.2)
預金	(62.1)	(62.3)	(82.5)	(83.5)	(84.6)	(85.8)	(83.3)	(87.4)	(85.8)	(81.1)
引受手形等	(16.9)	(0.1)	(0.5)	(3.9)	(4.2)	(4.3)	(3.6)	(3.7)	(5.4)	(9.9)
総計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(出所) Bk. 1925年-1932年所収のバランス・シートより作成。

注) 1913年, 1924年1月は Deutsche Bank, Disconto-Gesellschaft, Dresdner Bank, Darmstädter und Nationalbank, Commerz-und Privat-Bank, Mitteldeutsche Creditbank, Berliner Handels-Gesellschaft である。1924年からは Reichs-Kredit-Gesellschaft を加える。

前掲, 加藤『金融恐慌』176頁。

とその動向を辿ると、48億マルク (62.1%) →37億マルク (82.5%) →68億マルク (84.6%) →100億マルク (83.3%) →111億マルク (85.8%) という図式を描く。一見して「預金」の増加基調が明瞭だが、さらに問題なのはこの「預金」中の外国資金割合が上昇していく点に他ならず、それがドイツ金融の脆弱性を惹起していく事情に関しては後に詳述する通りである。何よりもまずこの「預金依存体制」を強調しておきたい。

ついでそれを前提にして(ロ)「対産業金融」の実態を示す「資産＝資金運用」に目を転じるが、この「資産」構成に関しては以下のような2様の特徴的変化が際立つ。すなわち、まず1つ目に、最も目を引く動きとして「当座貸越」の顕著な伸張が決定的であろう。いまざっとその数値をフォローすると、28億マルク (36.8%) →16億マルク (37.0%) →32億マルク (39.4%) →47億マルク (39.2%) →57億マルク (44.1%) という動向を示すのであって、絶対額ベースでみて30年には24年の実に3.5倍にまで達する。こうして「当座貸越」こそがベルリン銀行・貸付形態の主流に定着したと整理されてよいが、まさにこの「当座貸越」を通じて、「株式・社債・外債発行」が容易でない中位規模・中小企業向けの資金供給が実行されたわけであり、その点で、それはドイツ金融構造のまさしく基幹部分を担うことになった。したがってベルリン銀行・信用業務拡大の起点だといってよい。

それに比較して2つ目として「証券業務」の停滞が無視できない。いまその簡単な数値をざっと拾うと、資産全体に占める「保有証券」の比率は1913年=5.2%→24年=1.4%→25年=1.1%→27年=1.4%→30年=1.3%となって、明確に停滞ないし縮小を余儀なくされている。また絶対額で確認しても、大戦前の13年には402百万マルクの規模にあったものが例えば28年には151百万マルクへと激減し、その実績はピーク時の約40%レベルにまで落ち込んだ。その点で、ドイツ型・金融資本的蓄積様式に典型的だったいわゆる「株式会社金融システム」——「交互計算信用業務」¹⁵⁾を通じて企業に発給した債権を銀行が「新株発行・引受業務」によって流動化＝現金化するという「銀行－企業」間の有機的信用供与システム——に重要な欠落が発生し始めていることがわかる。換言すれば、ベルリン銀行が、「銀行が企業に供給した『短期信用』を証券の引受・発行を媒介にして『長期信用』へ『転換』する」とい

う機能を遂行し得なくなった——ことを意味することに他ならず、その結果、企業における「短期債務」の累積が一層顕著になっていかざるをえない。

しかし最後に、以上のような「債務-資産」関係を支える「外資の不可欠性」¹⁶⁾が軽視されてはなるまい。ここまでで図式化した通り、この段階でのドイツ民間金融は基本的には「預金-当座貸越」をその骨格としていたが、その資金源泉たる「預金」の中で「外国資本」は極めて重要な役割を演じた。周知のように、「レンテンマルク型通貨安定」実現後、ドイツ国内の資本不足と国際的な金利格差を呼び水にしてドイツへの大量の外資流入が続いたが、その流入先の中心は——企業・自治体を凌駕して——何よりも金融機関、取り分けベルリン大銀行であった。例えば、その実態は「28年末のドイツの短期債務残高は90億 RM に達し、そのうち約74%が金融機関の残高であり、ベルリン大銀行の短期債務残高は47.5億 RM に達し、短期債務残高の53%を占めていた」¹⁷⁾という状況だが、まさに、主として「短期預金」の形態で流入してきたこの外資こそが、先に指摘したベルリン銀行による「当座貸越」型・与信業務の中軸的資金源となったことはもはや自明のことだろう。

このような一般状況をふまえてこの「外資の不可欠性」にもう一步立ち入ると、「外資依存性」の大きさにあらためて驚かされる。そこで「短期対外信用総額」とその「債権者勘定合計に占める割合」を概観すると以下のような数字が得られるのであって、1926年「総額」=51億マルク（「割合」=24.7%）→28年=120億マルク（43.4%）→30年=153億マルク（34.3%）と動く（表9）。要するにドイツ金融機関の「外資依存の決定性」が一目瞭然だが、それと同時に進行した「預金期間の『短期化』」——例えば「3ヶ月以上の長期預金」の減少と「7日以上3ヶ月以下の中期預金」の過半占有化——をも考慮すると、この局面で、ドイツ金融の「脆弱化」が着々と深化し続けていたことが手に取るようにわかる。

ここまでの「民間金融」の基礎構造は一応把握可能になったが、その総括をも兼ねて最後に、(c)「ライヒスバンク」との関連にもふれておこう。以上で概括した通り、この段階のドイツ民間金融には、(i)証券発行による資金調達が困難な中小企業に対しては「当座貸越」が急増したがその原資は不安定な「短期」型「外資」であったこと、(ii)「証券業務」が停滞したため「短期

表9 銀行債権者勘定とドイツにおける外国信用

(単位：百万RM, %)

各年 6月末	債権者勘定合計 〔ドイツの銀行 の預金を除く〕	うち		外国現金信用の債権者 勘定合計に占める割合 (手形保証信用を除く)	ドイツにおける 短期対外信用の 総額 ²⁾
		外国現金信用	顧客信用 ¹⁾ (手形保証信用)		
1925	4,558	837	391	19.7 [※]	4,000
1926	5,658	1,312	300	24.7	5,100
1927	4,632	2,485	521	35.1	8,600
1928	9,825	3,768	1,136	43.4	12,000
1929	11,866	4,020	1,769	39.8	15,700
1930	13,382	3,880	2,062	34.3	15,300
1931	10,580	1,530	2,068	18.0	13,100
1932	7,869	615	1,324	9.4	9,700
1933	7,157	527	1,116	8.7	8,000

(出所) Irmiler (1976) S. 286, (邦訳(上) 348頁)

注) 1) 「顧客のための第三者からの信用」(貿易信用)。この信用は、通常の商品輸入に関する支払を行う必要がある場合に利用されるが、また、支払期間が比較的長期の輸出で、外国においてその輸出関連業務が行われるものに対する支払ユーザンスの場合にも利用されている。

2) 1931年央になってはじめて対外債務の報告徴求によって正確な計数が把握できるようになった。それ以前の計数については、国際収支を参考に(アンケート調査を用いて)大雑把な推計を行った。

前掲、加藤『金融恐慌』191頁。

債務の長期債務転換が困難化したこと、(い)全体として「短期債務」の「累積化」とその「流動化」に基本的障害が進行したこと——といういわば「構造的難点」が否定できなかつた。そうであれば、その当然の帰結として、このような「外資依存型・ベルリン大銀行の対産業システム」が他面で「ライヒスバンク信用」に依存せざるをえない事情も余りにも自明であって、もし何らかの理由でこの外資が流出の危機に瀕すれば、ベルリン銀行の「最後の避難所」はライヒスバンク以外になくなるであろう。

つづめていえば、ベルリン銀行の信用能力は、「外資引き揚げ」と「ライヒスバンク金融政策」とにいまや決定的に左右される運命にある——と結論づけ可能なように思われる。

こうして第2に②「ライヒスバンク金融政策」へと舞台は回る。さてライヒスバンク金融政策は、基本的には、この段階のドイツ資本主義を大枠で規

制した一方の柱である「賠償問題」を睨みつつ、そのうえでそれに加えて、「外貨吸引」を意図した「国際的スプレッド」維持をも主眼にして展開された。そしてその総合的判断としては、「相対的な『高金利』」が追求されたと整理可能だが、しかしもう一段個別的に立ち入ると、ライヒスバンクの金融政策は、金本位制復帰から恐慌期に至るまで、やや位相を異にする複数の局面を経過したといわざるをえない。そこで、すでに提起されている優れた先行研究¹⁸⁾を参考にして、金融政策展開を以下の3局面に区分しつつその特質把握を試みてみよう。

まず(a)「第1局面」(1926年1月～7月)では「小幅で小刻みな金融緩和」が進められた。そこで最初に(i)その「背景・課題」から押さえていくと、この「穏やかな金融緩和」策は、直接的には、インフレ懸念に促されて設定されてきた「信用制限政策」(24年4月～25年末)の解除という形で導入され、「制限政策」に代わって伝統的な割引政策によって貨幣市場コントロールを目指したものだ。その場合、その「課題」は何よりも「公定歩合引下げ→低利資金供給→不況脱出」という「景気政策的観点」にこそ求められていたといつてよく、この金融緩和＝バンク・レート引き下げが、市中諸利子率の低下を誘導することを通して最終的には停滞したドイツ経済に対する救済策になる点——こそが追求されたと考えられよう。ついで(ii)その「経過」に目を移すと、公定歩合は26年7月まで合計4度の小刻みな引き下げが実施され、その結果、手形割引率は9%から6%への低落をみた。具体的には、26年1月12日＝9%から8%への1%下げ、3月26日＝8%から7%へのこれまた1%引き下げ、6月7日＝0.5%下げ、7月6日＝0.5%下げの結果6%へ、という4回の小幅かつ小刻みなレート引き下げであり、継続的な「金融緩和」が進行していった。

では(ii)この「小幅・金融緩和政策」の「特質」はどこにあるのか。まず、「景気刺激型」スタンスであったにもかかわらずそれが「小幅・小刻み」に終始した原因が興味深い。その根拠は、何よりも「国際的な金利格差」への過度反応にあったように思われる。というのも、ライヒスバンクとしては——「賠償問題」観点からして——他方では外資流出を警戒しつつ「金利の内外格差」に配慮せざるをえなかったからであり、その結果、割引率引き下

げも不徹底に終るしかなかった。しかしそれでも、金利引き下げはやはり「資金流出」要因なのであって、「小幅・小刻み」な「相対的」低金利に止まったにしても、この「低金利政策」が「外資流入減・流出」を惹起させた点は後に検討する通りである。

ついで(b)「第2局面」(26年央～27年5月)では「外資流入規制政策」がその焦点に座る。最初に(i)その「背景・課題」を理解しておく必要があるが、その焦点的課題は何よりも「外資流入規制」にこそ設定された。というのも、景気回復を誘い水として26年半ば以降に大量の短期外国資金の流入が再開したからであって、シャハトは、この「流入」に関するその「テンポ・規模・使途」が「危険水域」を超えていると判断して懸念を表明し、短資流入の規制を開始していく。その場合、シャハトによるこの「懸念理由」が問題となるが、そのポイントとしては以下の2点が特に重要だと思われる。すなわち、まず1つ目は「ライヒスバンクの貨幣市場コントロール喪失」に関わる理由とあってよく、ベルリン銀行の資金調達源泉が、高利のライヒスバンク信用供与から、潤沢・低利なこの「流入外資」へと「逃げた」ため、ライヒスバンクは、「貨幣市場との接触」を喪失することを通して——割引政策をルートとした——国内通貨管理のコントロール機能を失わざるをえなくなった。まさに、このような中央銀行機能の喪失事態に直面した、ライヒスバンクによる中央銀行立場の回復を試行した動きこそ、この「外資流入規制」だったといえよう。

そのうえで2つ目として「賠償問題」との関連も無視できまい。なぜなら、大量の外資流入はドイツの賠償支払能力を過大なものとしつつ『見せかけ』の支払能力を表出させるが、貿易出超に依らない、そのような「架空能力」の「一人歩き」をこそシャハトは強く懸念した考えられる。つまり、彼は、ドイツの賠償支払能力の「実像」を内外に正しく表明するの必要を感じたのであり、——やや穿った見方をすれば——ドイツの支払能力の欠乏をアピールすることによって賠償支払計画の「キャンセル」をさえも狙っていたというべきであろう。そのためには、自ら「外資流入」を規制する以外になかったのである。

では(ii)その「経過」は如何なる道筋を取ったろうか。そこでシャハトの採

用した「規制手段」に即してそのプロセスを辿ると概略として以下の4過程が踏まれた。すなわち、(A)「為替政策の変更」(26年8月)——マルクの対ドル釘付政策(1ドル=4.20マルク)の廃止、(B)「金の購入政策」(9月以降)——イギリス金流出によるイングランド銀行公定歩合引き上げ誘引策、(C)『「資本収益税免除」措置の撤廃」(12月)——長期ドイツ外債購入関連課税に関わる優遇措置の廃止、(D)「ライヒスバンク割引率の引下げ」(27年1月)——ライヒスバンク割引率の、ドーズ案下で認められた最低水準5%への引下げ、という4段階、これである。このような結果、まず(C)の措置によって長期外資流入は26年第4四半期の42億RMから27年第2四半期の1.9億RMへと激減したし、さらに(D)に関わってライヒスバンクは1月12日から2月末までに4.8億RMの外貨を喪失したとされている。

最後にこの「外資流入規制策」の「特質」はどう整理可能だろうか。それは一言で言えば、シャハトよるこの「外資流入規制策」は、その根底に「賠償問題のキャンセル化」=「ヴェルサイユ体制からの離脱」という「遠大な狙い」を伏在させていた——点ではないか。いま辿ったように、「規制」の4過程進行およびその延長線上にある「27年5月のシャハトの『取引所への介入』」によって、ドイツは「外資流出→通貨危機」という様相を呈したが、この事態は、シャハトが描くさらに大きな以下のような「プラン」のむしろ一環であった。つまり、シャハトは、「外資流入規制→金・外貨喪失→通貨危機→トランスファー停止→賠償問題キャンセル」という「体系的な構図」をも目論んでいたのであり、まさにこの「外資流入規制策」を突破口にして「賠償問題の打破」を試行していた点にこそ、「外資流入規制策」に関する何よりも「特質」が理解されねばならない。

しかしシャハトの思惑は見事に外れた。というのも、1つには、金流出に直面して、ライヒスバンクの「金為替本位制メカニズム」¹⁰⁾が弾力的に機能したことによって「通貨危機」が辛うじて阻止されたこと、そしてもう1つには、シャハトによる「トランスファー停止要請」に対して、「賠償総代理人」ギルバートが、賠償債権国への責任遵守の立場からその要請を拒否してトランスファーを実施したこと、によって、「シャハトの論理」は挫折する他なかったからである。まことに複雑怪奇というしかないが「火種」は残った。

最後に(c)「第3局面」(27年6月～28年)として「高金利への転換」場面を迎える。そこで最初に(i)その「背景・課題」を探ると、シャハトによる「高金利政策への転換」を促した直接的契機はまずもって国際関係の変化にあった。つまり、「賠償トランスファーの停止」というシャハトの目論み挫折の「付け」として、ライヒスバンクは「保有外貨激減・信用膨張・発券準備率下落」に悩むことになったが、他方、ストロング・ノイマンなど首脳の間でも——「トランスファー停止→恐慌」という懸念が生じて——「トランスファーの全面的調整ないし変更」の気運が高まってきた。まさにこのような国際的環境下においてこそ、シャハトは、28年後半に新たな賠償規定の再検討に入るという「国際的合意」を取り付けたのであって、彼はこれを「奇貨」としつつ翻意を示し、27年6月から「高金利政策」へと転換をみせていく。ここでも「賠償問題の影」は絶大といってよい。

そのうえで(ii)この「高金利政策」の「経過」をざっと追ってみよう。その場合、この「高金利」スタンスは以下の3プロセスに沿って進行したのであって、具体的には(A)「第1段階」(27年6月)——発券準備率の62.9%(26年末)から50.9%(27年5月)への下落を理由とした、割引率の5%から6%への引き上げ、(B)「第2段階」(27年10月)——金外貨準備率の低落を名文にした割引率の6%→7%への再引き上げ、(C)「第3段階」(28年以降)——ドイツ不況の出現にもかかわらず、ニューヨーク連銀割引率が2月から7月までに3.5%から5.0%へと騰貴したことに対処する、この「国際的な貨幣市場の逼迫」に強制された28年段階での高金利の継続化、という図式を描く。その点で、国内的「資本不足」・「外資依存」と、国際的貨幣市場動向への配慮とが鮮明に検出可能であろう。

以上を踏まえて、最後に(iii)この「高金利政策」の「特質」はどうまとめられるか。その基軸点は2つあると整理できるが、最初にまず1つ目は比較的単純であって、この「不況下の高金利」がドイツ経済をそれだけ一層萎縮に追い込んだのは当然であった。ついでもう1つはやや奥行きがあり、そのポイントはさらに以下の3点に区分される。すなわち、(A)長期資本の減少とそれを補完する「短資」流入の激増、(B)アメリカ資本の縮小に代わる(ロンドンから引き揚げられた)「フランス資本」の主流化、(C)流入短資の借り手に

における「ベルリン大銀行」の主役化²⁰⁾、に他ならず、このいずれもが、やがて「ドイツ金融恐慌の醸成」を促進する諸条件をなすことはすでに明白ではないか。

要するに、この「高金利政策」が、表面的には「外貨・金増強」現象をもたらしながら、その根底に、大きな破綻エネルギーを潜在化させていた点が黙視されてはならない。

以上の検討を前提にして、「ライヒスバンク金融政策」の視角から、③「民間金融—ライヒスバンク関連」を大づかみに総括しておこう。このように立脚点を確定すると、そこからは以下の3点があらためて総合的に浮かび上がってくる。すなわち、(Ⅰ)第1論点——ライヒスバンクの政策機能がベルリン銀行を主体としたドイツ民間金融に対してその「総合的外枠」を提供しており、その意味で「民間金融—ライヒスバンク関係」が一応形成されていた点、(Ⅱ)第2論点——ライヒスバンク金融政策が「ヴェルサイユ体制＝賠償問題」に極めて強固に制約を受けつつその範囲内でのみ展開可能だったため、民間金融によって要請される金融政策の発現に無視し得ない限界が残存した点、(Ⅲ)第3論点——ライヒスバンク金融政策の展開がドイツ資本主義とその金融機構を適切には調節できなかったことに制約されて、結局は、そこに「ドイツ金融恐慌」勃発を帰結させざるをえない必然性が内包していた点、これである。つづめていえば、「民間金融—ライヒスバンク」から構成されるドイツ金融機構は、極めて「狭い途」を手探りで辿る他なかったのであろう。

[3] 国際収支構造 最後にドイツ金融恐慌に関する第3「内実」こそ(3)「国際収支構造」²¹⁾だと思われる。そこでこの国際収支動向をいくつかの焦点から概観を試みる(表10)が、まず①その第1側面は取り分け「経常収支」の動きに他ならない。最初に(a)「貿易収支」に注目すれば、全体として景気変動の短期的動向に感応して極めて分かり易い動きを呈する。ヨリ直裁に表現すれば、「好況局面＝輸入増加・輸出減少→貿易収支赤字化」と「不況局面＝輸入減少・輸出増加→貿易収支黒字化」という明瞭な基調交替に他ならないが、この傾向を立ち入って検出するために、まず(i)「輸出」動向からトレースしよう。そこで大まかな数値を取り出せば、輸出額(億マルク)は

表10 ドイツの国際収支

(単位：百万 M. RM)

	1909~1912	1913	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
(1)貿易収支	-1682	-673	-1816	-2444	+793	-2960	-1311	-44	+1558	+2778
①輸出			7810	9546	10677	11118	12627	13632	12175	9733
②輸入			9626	11990	9884	14078	13938	13676	10617	6955
(2)貿易外収支	1490	1600	152	-601	-832	-1284	-1881	-2425	-2168	-1738
①利子			159	-6	-173	-345	-563	-800	-1000	-1200
②賠償関連			-198	-884	-1108	-1379	-1815	-2149	-1706	-988
③その他			191	289	449	440	497	524	538	450
経常収支(1)+(2)	-192	927	-1664	-3045	-39	-4244	-3192	-2469	-610	1040
(3)長期資本収支	-406	-604	2000	1324	1376	1703	1788	660	1119	180
①長期外債			1000	1096	1400	1285	1341	321	1058	322
②その他長期信用			-	40	63	60	27	19	39	31
③償還			-	-12	87	-135	-100	-111	-130	-227
④既発行証券			-	-	-	555	430	185	-162	-211
⑤その他			1000	200	-	-62	90	246	314	265
基礎収支(1)+(2)+(3)	-598	323	336	-1721	1337	-2541	-1404	-1809	509	1220
(4)短期資本収支			506	107	147	1779	1335	765	117	477
①ドイツの銀行			-	-	-	1752	1221	549	-372	-200
②短期債務			-	104	118	2	62	344	563	486
③その他			506	3	29	25	52	-128	-74	191
(5)誤差脱漏	(758)	(12)	413	1704	-916	310	1000	879	-746	-3350
(4)+(5)			919	1811	-769	2089	2335	1644	-629	-2873
(1)+(2)+(3)+(4)+(5)			1255	90	568	-452	931	-165	-120	-1653
(6)金・外貨移動	-160	-335	-1255	-90	-568	452	-931	165	120	1653
①金				-455	-624	-33	-866	446	68	1226
②外貨				365	56	485	-65	-281	52	427

(出所) *KsHb* 1933, S. 140~141, 1936, S. 125~126, *DrGuBZ* 1876~1975, S. 322, S. 325, 加藤 (1973) 158~159頁により作成。

注) 1909~1912は年平均。()内は推定値である。
前掲, 加藤『金融恐慌』264頁。

1924年=78→25年=95→26年=107→27年=111→28年=126→29年=136→30年=122という軌道を走る。したがって、全体的な輸出増加の中で、景気後退局面に当たる25-26年および28-29年におけるかなりの拡張と、景気上昇局面をなす26-27年にかけての停滞状況とが一応は納得可能といってよい。その点で、以前に指摘した通り、ドイツの「合理化投資」はなお「消極的性

格」を脱却し得なかったとはいえ、「対ヨーロッパ・アジア向け重化学工業品」輸出を太宗とした「輸出の継続的増加」を実現できたレベルに到達していた点——だけは見て取れる。したがって中枢の問題は何よりも「輸入」をも考慮した「純輸出」の水準だというべきであろう。

ではこれに対して(ロ)「輸入」はどのような動向を示したのか。ここでも年次毎の輸入額(億マルク)を辿ると、96億マルク→120→99→141→139→137という数字を刻んでおり、1つには、輸出のケースとは逆の、「好況期＝増加」・「不況期＝減少」という景気サイクル対応型動向が検出可能なこと、そしてもう1つには、特に26-27年にかけての景気回復に伴って激増をとげて100億マルクの大台を突破したことが取り分け目に付く。そしてその場合、このような輸入増減を引き起こす要因が、ドイツ産業構造の特質からして「食料品・原材料」輸入の変動にこそあるのは周知のことだが、いずれにしても、27年を転機にして「輸入激増-対輸出超過」という新たな局面に突入した点が否定できない。

したがってこの輸出・輸入の総合決済において(イ)「貿易収支」バランスが見えてこよう。いまこの「貿易収支」バランス推移の軌跡をフォローしていけば、大戦前の13年に-7億マルクだったものが、以後は30年代に向けて、-18→-24→+8→-30→-13→-0.4→+16と変動の波に漂う。そこでその概括的傾向を析出すれば、景気転換の年だった26年での黒字を例外として、「20年代全般の継続的赤字基調と30年代初発の黒字転化」という比較的明瞭な結果がほぼ疑いなく確認できるといってよい。その際、30年代以降の黒字転換に関してはさておき、相対的安定期における「継続的赤字」化の根拠については、やはり何よりも——「輸入」水準レベルを基準にした「相対的」な——輸出競争力の不十分性を指摘しないわけにはいかない。換言すれば、すでに一瞥した如くドイツ輸出も「絶対的」には確かに増加を示してはいたものの、他の工業国と比較するとその輸出拡大程度が——輸入増加を超過するためには——「相対的」になお不十分だったということに他ならないが、その「不十分性」の根因がすでに検討した「ドイツ産業合理化」の「消極性＝不徹底性」に帰着する以外にない点は、やはりやむを得ないことであろう。こうして、ドイツを運命的に「制約づけた」「ヴェルサイユ・ヴァイマル体

制」の束縛を、輸出競争力増大に立脚した「経常余剰」拡大によって乗り越えるという——再建・ドイツ資本主義の「課題」が、その「合理化運動」の「不徹底性」によって挫折した現実²²⁾が、この「貿易収支」に関する冷厳たる事実によってまさに曇りなく証明されているように思われる。

そのうえで次に(b)「貿易外収支」に目を転じよう。さて、この段階のドイツに特定化した場合、この貿易外収支の主内容がいうまでもなく「借り入れ外資の利子支払」と「賠償支払」とに集中するのは自明だが、その数値を追跡していくと、おおよそ2億マルク(うち「利子」=2億マルク、「賠償関連」=-2億マルク)→-6(-0.1, -8)→-8(-2, -11)→-13(-3, -14)→-19(-6, -18)→-24(-8, -21)→-22(-10, -17)と動く。数字を確かめる前からその赤字規模の大きさと継続性とはすでに見当が付くが、改めてその「深刻性」に目を見張らされるという他はない。繰り返し強調してきた通り、ドイツ資本主義は、一方での「ヴァイマル体制」から帰結する資本蓄積上の制約を「短資導入」によって切り抜けようとしつつ、他方では「ヴェルサイユ体制」に起因する賠償支払の制約に対処を試行したが、その両方向からする「制約」の「重荷」が、まさにこの「利子および賠償」支払に伴う「貿易外収支」のマイナス加重性として表出していよう。特に恐慌勃発に直面していく28~30年の期間については、賠償負担もさることながら「短資利子」の激増が極めて印象的であって、そこから「金融恐慌」へと驀進を続けていく。

以上を総括して、最後に(c)「経常収支」として総合化したい。もはや経常赤字の数字だけを拾うが、これまでの各項目の検討によって十分に予想が立つように連年の赤字であって、その「赤字額」は、24年=17億マルク→25年=30億マルク→26年=0.4億マルク→27年=42億マルク→28年=32億マルク→29年=25億マルク→30年=6億マルク、となっていく。したがってドイツ資本主義の「対外的基礎バランスの弱体化」が一目瞭然だが、その基礎的「赤字体質」がまず「資本収支」にその支えを求めていくのはいうまでもない。

このようなロジックからして、②国際収支動向の第2側面として次に「資本収支」に照明が当てられねばならないのは当然であろう。そこでこの資本収支の最初の項目として(a)まず「長期資本収支」の動きを概観しよう。詳し

い数字は割愛する以外にないが、長期資本収支の粗筋をさし当たり「長期外債」と「既発行証券」とに区分してその推移のフォローを試みれば、以下のような構図が手に入る。すなわち、25年=13億マルク（長期外債11億マルク、既発行証券-）→26年=14(14, -)→27年=17(13, 6)→28年=18(13, 4)→29年=7(3, 2)→30年=11(11, -2)となるから、ここからは以下の3点が検出可能といてよい。つまり、(イ)長期資本移動の圧倒的中核部分は「長期外債」が占めること、(ロ)ドーズ案成立後27-28年ころまで長期資本の継続的流入が持続すること、(ハ)金融恐慌を目前にして長期資本流入は29-30年から決定的な縮小に転じること²³⁾、これである。こうして20年代末を分水嶺にして、経常収支悪化のまず第1の支持土台を構成する「長期資本収支」の劣化が始まるのであり、ドイツ国際収支の脆弱化が進行していく。

そうであればこの「脆弱化」はついで(b)「基礎収支」の赤字基調に反映されざるをえない。換言すれば、経常収支赤字がもはや「長期」資本収支黒字によってはカバーし切れない状況に落ち込むわけであって、ドイツの国際的資金流入関係は著しく不安定化することになる。例えば、この「基礎収支」の総合的結果バランスだけを指摘すれば、24年=3億マルク→25年=-17→26年=13→27年=-25→28年=-14→29年=-18→30年=5、となって唯一26年を除いて赤字傾向で経過する。特に27-29年にかけての末期的症状が関知できるといってよく、ドイツ国際金融関係破綻の接近が如実に把握可能だと思われる。

したがって残された道はもはや(c)「短期資本収支」に頼る方策以外にはあり得ない。この点に関してはすでに何度も注意を喚起した通りだが、再度その数値を具体的に追っていけば、24年=5億マルク→25年=1→26年=1→27年=18（うち銀行債務17）→28年=13（12）→29年=8（5）→30年=1（-4）、という流れを示す。一見して、長期資本収支の悪化を補完する形で、27-28年を頂点にした短期資金の流入増大が浮かび上がるし、しかもその増加の中心に「銀行債務」が座っている点も明瞭だから、すでに確定した、「ドイツ金融の『短期銀行預金』への依存」という体質——がここにも明瞭に表出していよう。

その場合、このような短資流入膨張については、周知のように、アメリカ

銀行を主とした外国銀行からベルリン銀行へという「ルート」で、そして主に「現金・引受信用」の「形態」を通して実行された点が重要だが、この点はすでに概観した通りである。総じて、金融恐慌を準備した「短資」依存状況に重大な配慮が払われるべきではないか。

ここまでくれば、ドイツ国際収支動向分析もいまやその到達点に達する。というのも、以上まででフォローしてきた最終帰結こそ③「金・外貨移動」に他ならないからであって、ここでこそ——金融恐慌を発現させるべく——その最終的な「落とし前」が付く。そこでいま「金」と「外貨」に区別してこの「金・外貨移動」の基本的数字をざっと拾っていくと、24年＝－13億マルク→25年＝－1(金－5, 外貨4)→26年＝－6(－6, 1)→27年＝5(－0.3, 5)→28年＝－9(－8, －1)→29年＝2(4, －3)→30年＝1(0.7, 0.5)と経過する。したがって、特に25－28年にかけて、外貨取得をはるかに上回る規模で金流出が続行したことが読み取れ、ライヒスバンクの金喪失状況がよく理解できる。もちろんこの金・外貨流出運動は30－31年段階では一旦逆転＝流入に転じる²⁴⁾から、これが31年金融恐慌に直結するわけではないが、ドイツにおける国際収支動向の根底的脆弱性とその悪化の「金・外貨流出」による「最終的処理」——という構造的体質の一貫的持続性だけは、決して軽視されてはなるまい。この点こそ、国際収支分析の基本的結論だと考えられる。

Ⅲ ドイツ金融恐慌の展開＝経過

[1] 産業恐慌の発生 ほぼ通説になっている²⁵⁾ように、「1931年ドイツ金融恐慌」はまず「論理的」にみて「産業恐慌→銀行恐慌→金融恐慌」という構造をもっていき、さらに「時系列的」にいても概ねそのような経過を辿った。そこで、「31年金融恐慌勃発」を到達点に見定めつつそこに集約される過程の全体を、まずその出発点を画すことになる(1)「産業恐慌の発生」から解析していくことにしたい。では最初に第1に①この「産業恐慌」の「背景＝契機」はどこに求められるか。この点をいくつかの側面に分解して把握してみると、(a)さし当たりその最も「基底的背景」としては、28年前半からのドイツ国内における初発的な「景気下降」があらかじめ目に入ってく

る。すでに何度も強調した通りドイツの「合理化投資」は「消極的＝不徹底的」なものに終わったが、そのことと、他方でいわゆる「政治的賃金」とに制約を受けて、「合理化景気」はブームの様相を経験することなしに短期に終焉を迎えた。しかし、「外国景気持続を条件とした輸出増加」と「電力を中軸とした公共投資の継続」に支えられたため、その短期終焉が直ちに大幅な景気下落に連続することはなかったものの、それでもさすがに28年央を境にして景気の下降が始まっていく。こうして、ドイツ独自の景気下降こそがまずその基礎的原因をなした点に注意が必要だが、ついで(b)その「現実的契機」として「世界恐慌の波及」作用がもちろん無視できない。周知の如く、29-30年にかけて世界経済は同時に恐慌局面に転換したため、それまで景気を維持していた諸国へのドイツ輸出が急減するとともにドイツからの巨額の資本流出も盛行を極めた²⁶⁾。その意味で、このような世界恐慌の波及過程においてドイツ恐慌が一層の深化を強制されたことはいうまでもない。

このように事態を分解してみれば、最後に(c)「本質的背景」としては以下の命題が重要なことが見えてこよう。すなわち、「世界恐慌がドイツに波及した結果としてドイツ恐慌が勃発した」のではなく「ドイツ国内条件の結果として発生したドイツ恐慌が世界恐慌の発生によってヨリ深化した」——のだと。まさに「世界恐慌-ドイツ恐慌」間のこのような因果系列こそが重要なのであって、そこにこそ認識の軸点があるように思われる。

そのうえで早速第2に②「産業恐慌」の「展開＝原因」に進もう。その場合、この産業恐慌発生ファクターは多面的色彩に富むが、それを便宜的に側面解析することを通して浮上してくるまず1つ目の論点としては(a)「発生要因」が挙げられよう。そこで「発生要因」に焦点を当ててその内容を探ると、(イ)「輸出＝外需の急減」——世界恐慌およびその副産物としての「世界農業恐慌」の結果、従来の景気維持国並びに農業国からのドイツ輸入が激減したため、世界市場価格下落ともあいまって、ドイツ輸出業界が甚大な被害を蒙ると同時に「外需収縮」が全体的に進行したこと、(ロ)「公共投資＝内需の激減」——これまで国内投資の中心的支持セクターを構成してきた公的部門投資が、アメリカ長期資本の減少・流出と均衡財政スタンスの不可避化（「賠償修正」に伴う支出削減・増税）に強制されて激減を遂げたこと、(ハ)「賃金

の下方硬直性」——ドイツに深く定着した「政治的賃金」構造がこの恐慌局面下でも容易に解消をみなかったため、企業の「コスト-収益関係」を圧迫し続けたこと、などが直ちに指摘可能と考えてよい。

こうして「内外需要」の急減に見舞われたわけであって、それが他方の「賃金の高位性」に挟撃されて、ドイツの投資は大幅に下落する他なかった。その結果、鉱工業の新規投資がまず29年に大幅な減少を開始した後、30・31年にはこの新規投資はマイナスにまで落ち込んでいく²⁷⁾のであり、まさに、ドイツ「産業恐慌」の「発生」が不可避になっていく。

次に論点の2つ目は(b)その「促進要因」に他ならないが、例えば以下はその重要ポイントを表現しよう。すなわち、(i)「財政的デフレ圧力」——先に(投資面から)触れた、賠償問題を睨んだ「均衡財政」指向が経費支出縮小・増税を通して国内購買力を吸収・削減することによって、さなきだに萎縮していた民間需要に対してさらなる厳しい「デフレ要因」となって作用したこと、(ii)「独占的企業の行動様式」——企業の組織的再編によって市場支配力を強化した独占的企業が、価格崩落阻止を目的として生産制限・投資制限を強めたこと、(iii)「ライヒスバンクの超引き締め政策」——短期外資の大量「引き揚げ」に起因した金・外貨の喪失が発券準備率の急落を惹起させたため、金本位制維持を目指して、割引率引き上げと信用供給制限を内容とした厳格な引き締め政策が進行したこと、これである。まさに財政・金融方向からの「デフレ化」が恐慌深化につながった。

こうして最後に3つ目の論点として、これらが(c)「企業収益関係」に集約される。いうまでもなく、最終的には「企業収益の悪化」²⁸⁾として現実化する以外にはなく、その「収益悪化」は、例えば、(i)「人件費負担の増加」——一方での販売収入減少にもかかわらず賃金維持が持続したため「販売額-人件費」関係が悪化したこと、(ii)「諸経費の割高化」——操業率低下²⁹⁾・収益低下などに制約されて「固定設備の償却費」や「利子コスト」などが相対的に割高になったこと、(iii)「特別償却の発生」——在庫品価格・株式減価および保有債権不良化によって特別償却の発生が激増したこと、などを通じて拡大をみた(「鉱工業・利益率」は、1925/26年=3.0%→26/27年=4.0%→27/28年=6.7%→28/29年=6.1%→29/30年=4.4%→30/31年=1.9%→

31/32年=-6.9%、のように推移している)³⁰⁾。

要するに、ドイツ「産業恐慌」は、以上のような「発生要因→促進要因」を経由しつつ、最終的には「企業収益関係の悪化」として表現される——と整理可能だと思われる。

以上を前提にして第3に③この「産業恐慌」の「帰結=意義」はどう整理できるか。そこでこの「産業恐慌」から浮かび上がってくる「帰結的意義」に目を凝らせば、以下の3点はどうしても落とせまい。つまり、まず1つ目は(a)「発生原因の国内的性格」であって、この産業恐慌・発生原因の基本は何よりも「国内的諸要因」にこそあった。つまり、世界恐慌のドイツ波及に「先だって」こそ産業恐慌は発生の緒に付いたのであり、そのうえでその「加速=促進要因」をなした世界恐慌波及とは、質的に区別される必要がある。そのうえで2つ目に(b)「体制枠組による制約」が指摘されてよい。なぜなら、産業恐慌を帰結させた諸要因の中のかなり多くが「ヴェルサイユ・ヴァイマル体制」と絡み付いていることが明白だからに他ならず、例えば、一方の「公的部門ウエイトの高位性」・「政治的賃金の持続性」・「均衡財政への転換」などのポイントは「ヴァイマル体制型制約」に関わるし、他方で「財政デフレの強行」・「金融引き締め厳格化」などの点は主に「ヴェルサイユ体制型制約」に接続しよう。まさに両体制「制約」の集大成なのである。

そうであれば最後に3つ目に(c)「31年金融恐慌の『序曲』」という位置づけが登場しよう。続いて論理を進めていくように、この「産業恐慌」はついで「銀行恐慌」を経て最終的には「ドイツ金融恐慌」へと辿り着く。その意味で、この「産業恐慌」は決して独立した「恐慌」なのではなく「総体的な金融恐慌」のあくまでも「序曲」なのであった。

〔2〕銀行恐慌への発展 さて29年から進行を始めたこの「産業恐慌」はついで30-31年にかけて銀行へと波及・発展し「銀行恐慌」として炸裂する。そこで続いて(2)この「銀行恐慌への発展」が次の対象に設定される必要があるが、最初に第1に①「銀行恐慌への波及論理」を確定しておきたい。さて、「産業恐慌」が「銀行恐慌」にまで接続・波及・発展するロジック的経路としては、何よりも以下の「3水路」が重要だと思われる。すなわち、まず「第1水路」としては(a)「国内政治過程の動揺」に注目すべきであって、30

年9月の選挙結果が大きな作用を果たした。もう少し立ち入って指摘すると、進行し始めた産業恐慌は、一方での税収の落ち込みと他方での失業保険赤字拡大を通して財政赤字を増大させたが、その規模とテンポの激しさに制約されて、それは通常の増税—支出削減によっては処理が不可能というしかなかった。その苦難の中で、その打開を目指してブリューニングは7月に「緊急令」発布を試みたが、議会による拒否に直面するに及んで議会解散に打って出た。しかしその選挙の結果は左右政党（共産党・ナチス）の勝利³¹に終わったため、賠償支払を拒否する両政党への拒否反応の大きい外国債権者の、対ドイツ信認は著しく大きく揺らがざるをえない。まさにこの「国内政治の動揺→対ドイツ信認性喪失」こそが、ついで(b)「外国短資の引き揚げ」を惹起させたのは当然であろう。具体的には、短資引き揚げ・債権更新拒否・外国人保有ドイツ証券売却などが猛烈に発生したから、ライヒスバンクは大量の金・外貨の喪失に見舞われた。これが「第2水路」を担った。

そのうえで「銀行恐慌」波及の「第3水路」こそ、(c)——最も実体的側面での関係をなす——「産業恐慌」の銀行経営へのダメージに他ならない。というのも、直ちに想像可能なように、産業恐慌の進展は企業面における「収益関係のスパイラル的悪化→銀行債務の返済不能」という事態を発生させるが、それは銀行面での「対産業債権の不良化→回収不能化」という関連を当然意味する以上、そこから「銀行恐慌」へと接続する可能性が大きいのは一目瞭然といってよい。要するに、「企業収益関係悪化」という「実体的内実」が、「国内的政治動揺」および「外資引き揚げ」を「現実化条件」として発現することによって、「産業恐慌」は「銀行恐慌」へと波及した——と整理できるように思われる。

次に第2に②「銀行恐慌」の「進展プロセス」が図式化される必要がある。その場合、いま「銀行恐慌の深化」に視点を設定すると、その「深化過程」は概ね以下のような3局面に区分することができる。そこでまず(a)「第1局面」は「民間銀行の『流動性危機』」の場面であって、その論理を改めて集約すると次の如くなる。つまり、「産業恐慌深化による対企業債権凍結・回収不能→外資流出・資本逃避→大量の外国預金の引き揚げ→銀行準備金の大幅喪失→銀行流動性指標の顕著な低落」、というロジックが検出で

きるといってよく、まずベルリン銀行を中軸とした「民間銀行のピンチ」が発生していく。

そうであれば、このベルリン大銀行はライヒスバンク信用に依存する他なくなるが、ついで(b)「第2局面」として「ライヒスバンクの『準備率危機』」が進行していく。具体的には³²⁾、「ライヒスバンク自体における外資流出→大量の金・外貨の喪失(喪失額:29年春=15億RM, 30年秋=10億RM, 31年6-7月=20億RM)→券券準備率急落(31年9月=67.1%→10月=57.3%)→割引率引き上げ(10月=4%から6%へ)→信用割当を伴う厳しい信用制限措置実施→民間銀行へのライヒスバンク信用供与困難化」, という, ライヒスバンク存立基盤自体の動揺と対民間銀行信用の一層の「引き絞り」とが真一文字に進む。こうして、ドイツ金融全体の最終的破綻はまさに眼前にまで迫ってきているのだ。

果たせるかな最後に(c)「第3局面」を迎えざるをえない。それこそ『銀行取り付け』の全国化と『銀行休日』発動に他ならなかったが、その契機的引き金はダナート銀行が引いた。つまり、ライヒスバンクによる信用クラッシュ強烈化によって銀行はライヒスバンク信用を容易には調達不能になっていたが、それまで外資の積極的導入によって積極的な貸出業務を実施してきた(ベルリン銀行の1つである)ダナート銀行が、31年7月13日に「流動性危機」に追い込まれて支払い停止に遭遇した。しかも、このダナート破綻が信用不安連鎖をたちまち発生させて、「取り付け」パニックはその日のうちに全国の金融機関にまで波及・拡大していく。事ここに至って、政府は、ライヒスバンクを除く全国の金融機関に関する「2日間」(14-15日)の「銀行休業」を発令せざるをえなくなるのであり、こうして、「銀行恐慌」はそのクライマックスに到達したと理解する以外にない。

以上を前提にすると、第3として③この「銀行恐慌」の「特質」は最終的にどこに求められるだろうか。そこで、この31年7月「銀行恐慌」の図式を再度集約して提示すれば、「産業恐慌の深化」・「外資引き揚げおよび資本逃避」・「ライヒスバンクの引き締め政策」の「3本柱」から構成されているとあってよいが、これら3論点の組み立てられ方が問題となる。まず1つ目に(a)「産業恐慌の底流性」が基礎的な前提であって、「産業恐慌」が特殊条件

に加速・促進されて「銀行恐慌」として勃発した——という基本構図が決して揺るがされてはならない。その意味で「産業恐慌→銀行恐慌」という論理系列があらためて確認可能だと考えられる。ついで2つ目は(b)「加速条件の『制約性』」とでも命名すべき特質に他ならず、ドイツに「運命的に」絡み付いた「2つの体制」が「銀行恐慌」にまで事態を帰結させた。つまり、「加速条件」のうち「外資流出」は、「ドーズ・プラン」システムの「成功と挫折」という意味で主に「ヴェルサイユ体制」に関わるし、他方の「ライヒスバンクの緊縮政策」は、「階級協調」型財政の破綻と動揺という関連性で主要には「ヴァイマル体制」と繋がっている。したがって「両体制」の制約の根は本当に深い。

そして3つ目として(c)「金融恐慌への帰着性」が指摘できよう。これまで「産業恐慌→銀行恐慌」という経路で経過してきた「1931年ドイツ恐慌」はようやく「金融恐慌」という形でその終着点に到達する。その点で「銀行恐慌」はまさにその「中間点」だったといつてよい。

[3] 金融恐慌の勃発 こうしてようやく(3)1931年7月「ドイツ金融恐慌」へと辿り着く。そこで最初に第1に①この「金融恐慌」の「背景」を押さえておく必要があるが、その際の枢軸点は何よりも「金本位制からの離脱」にこそあろう。まさにこの点にこそ「金融恐慌」の特殊性があるのだから、まず1つ目に(a)この「金融恐慌」の「他の恐慌」に対する「特殊性」を確認しておきたい。いま、「産業恐慌」はともかくとして、その表現が一見似ている「銀行恐慌」との相違に注目すると、「銀行恐慌」のポイントが、「外貨・金の流出→銀行保有・流動性の減少→銀行信認性の下落→取り付けの発生→銀行の支払い停止→銀行破綻」という連鎖によって帰結する——さし当りは何よりも『民間信用機構』レベルにおける——「銀行破綻」にこそあるのに対して、「金融恐慌」の場合にはそのレベルにはもはや止まらない。なぜなら、この「民間・信用機構」の痲痺がさらに一国全体の「通貨・信用『制度』」の停止・崩壊にまで接続する事態をこそ「金融恐慌」と定義する必要があるからであって、単なる「銀行恐慌」とは質的に区別される「金融恐慌」のまさにその「神髄」は、この「金融制度」の中核をなす「金本位制」の「停止」にこそ集約可能だと結論できる。ここにこそ「ドイツ金融恐慌」

の焦点が求められよう。

そうであればついで2つ目として、(b)崩壊に直面した「ドイツ金本位制」の特徴をざっと視野に入れておくと、その軸点は「金為替本位制」に帰着しよう。周知のように、ドイツは大戦後いち早く1924年に金本位制に復帰したが、その金本位制は、「金の節約」を極めて強く意図したいわゆる「金為替本位制」に止まった。つまり、この「金為替本位制」は「不完全な金本位制システム」という以外になかったのであって、その「不完全性」は、例えば(イ)「国内金貨流通の基本的停止」(ロ)「発券準備への金為替の算入」(ハ)「一定額以上に限定した金為替による兌換」という諸点に明瞭といってよい³³⁾。したがって、「金為替本位制」という形をとったドイツの金本位制は——根底的には「金による再生産過程の法則的規制」という点に関して——本質的な限界をいわば最初から内在させていたとみる他なく、その意味で大きな「形骸化」を運命づけられていたと考えられる。

そのうえで最後に3つ目に、(c)「金本位制の崩壊」として発現したこの「金融恐慌」の「具体的契機」に強く注目しておきたい。というのは、この「金融恐慌」に先立つ「銀行恐慌」レベルにあっては、それを惹起させた主要要因が主に国内的ファクターにあったのに比較すると、当面の「金融恐慌」勃発においては「国際的ファクター」が圧倒的に大きな地位を占める——からである。具体的には、アメリカの外枠的影響力は別にしても、オーストリア・イギリス・フランスを巡る現実的な「力関係＝駆け引き」がこの「金融恐慌」勃発に色濃くその影を落としているのであり、その個別的「契機」の意味は大きい。

以上を前提にして第2に②この「金融恐慌」の「展開」に目を移そう。まさに「金融恐慌勃発」に向けて事態は風雲急を告げつつあるが、取りあえず「事態の進行」を3局面に区分して崩壊プロセスを追うと、まず(a)「第1局面」として、31年6月段階の状況を「崩壊」の前提的環境という点で踏まえておく必要がある。この段階で「金融恐慌」勃発の基礎条件がそのピークにまで成熟を遂げているからであって、具体的に数字を拾うと、まず6月24—30日の一週間の間にライヒスバンクは185百万RMの金外貨を喪失しているし、さらに7月1—7日には実に322RMの外貨流出に見舞われている。したがっ

て、ドイツ金融制度は崩壊のその淵にまで追いつめられていることが自明だが、ドイツはその起死回生を「国際金融援助」に縋ろうとするのであり、そこが土壇場というべき(b)「第2局面」をなす。

いま簡単に具体的事態を追えば、7月12-13日にかけてBIS理事会が開催されたが、その場がドイツ金融援助獲得の舞台とされた。まず(i)「イングランド銀行総裁ノーマン・ルター会談」が設定されたが、ドイツの通貨危機は中央銀行間レベルでは解決不能だという論拠で、ルターによる信用供与要請はノーマンによって拒否される。ついで場面は(ii)「フランス銀行総裁モレー・ルター会談」に移る。しかしここでも不調に終わり、「独逸関税同盟の廃棄」・「ヤング案の堅持」などの政治的前提がクリアされないかぎりフランス銀行によるドイツへの信用供与はあり得ないと宣告された。そして最後のダメージこそ、(ii)「アメリカの最後通告」に他ならず、12日に大統領フーバーは「アメリカ政府はドイツへの援助供与の意志はない」ことを最終的に通告するに至る。こうしてここに、ドイツが新たな金融援助を獲得する国際的な枠組みは最後の崩壊点に帰着したとみてよい。

そこで(c)「第3局面」こそ「金本位制離脱」という結末であろう。先にフォローした通り7月14-15日に全国「銀行休業」が布告されて「銀行恐慌」に突入したが、いままた「国際的金融援助」の最終的解体をもうけて、この「銀行恐慌」はいまや最後の「金融恐慌」に到達する。つまり、同じこの15日には「為替管理令」が施行されるのであり、「再建金本位制の制度的基軸」を構成する「兌換および金輸出」が禁止されたのであるから、「金本位制」はここで「事実上」停止された³⁰。「1931年ドイツ金融恐慌」の勃発である。

以上を念頭に置きつつ、最後に第3として③「金融恐慌の帰結=意義」を整理しておきたい。そこで全体の総括をも兼ねて「1931年金融恐慌」の「帰結的意義」を指摘するとすれば、以下の3点が特に重要だと判断できる。つまり、最初に1つ目の論点は(a)「総決算性」であって、この「金融恐慌」は、まず「短期的」に把握すれば、28年ころから表面化する一連の「ドイツ恐慌構造」の到達点であり、次にもう一步「長期的」に位置づければ「第1次大戦後ドイツ資本主義展開」の帰着点ともいえる。換言すれば、敗戦国ドイツが体制的に抱え込まざるをえなかった「構造的脆弱性」の最終的発現=暴露

こそこの「31年金融恐慌」だったのであり、その意味でそれは、長・短期レンジにおける「ドイツ資本主義の『総決算』」過程だったと集約できよう。ついで2つ目の論点として(b)「国際的政治・経済レジュームの解体性」を挙げないわけにはいくまい。やや立ち入って追跡した如く、この「金融恐慌」は、一面では「国際的金融援助・協調体制」の失敗・挫折に「起因」していると同時に、他面で「国際金融・通貨体制」の崩壊を帰結・追認したという、極めてダイナミックな両面性を合わせ持っている。したがって、その「原因」及び「結果」の2方向からみて、この「31年金融恐慌」と「国際的政治・経済レジュームの全体的解体」とが、相互に決定的に深い関連性にあった点はいずれにも自明ではなからうか。

こう論理を連結して大過なければ、3つ目の全体総括的論点として(c)「ナチス体制への接続性」が最後に浮かび上がってこざるをえない。なぜなら、すでに基本的には明瞭なように、ドイツは、(イ)「ヴェルサイユ・ヴァイマル両体制の束縛」下で、(ロ)「国際政治・経済体制」から分断されつつ(ハ)「企業収益悪化」に呻吟すると同時に(ニ)「金融恐慌」の荒波に飲まれつつある以上、その「体制的困難」の克服がレギュラーな再建策によってはほぼ不可能な点は——いわば「正常な類推範囲」の中にあるからである。こうして「1931年金融恐慌」は「新たな危機克服形態」発生の「分水嶺」となったのであり、「困難からの脱却」のその「正面口」には「ファシズム・ナチス」³⁵⁾が待つ以外にはなかった。

- 1) 拙稿「世界恐慌の勃発」(『金沢大学経済論集』第40号, 2003年)。
- 2) 大戦の帰結については、拙稿「第1次大戦の政治経済的帰結」(『論集』第36号, 1999年)をみよ。
- 3) ドイツ革命の背景・展開・帰結・意義に関して詳しくは、篠原一『ドイツ革命史序説』(岩波書店, 1956年), 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会, 1973年), などを参照のこと。
- 4) この「賠償問題」を巡る諸問題については、例えば、宇野弘蔵監修『帝国主義の研究』2(青木書店, 1975年), 高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開』(岩波書店, 1983年), が優れた分析を提供してくれる。また、拙稿「戦後再建と世界経済の脆弱性」(『論集』第37号, 2000年)も参考になろう。
- 5) ワイマル体制のこの「特質」と次の「制約」に関しては、何よりも、前掲、加藤

- 『ワイマル体制』が基本文献だが、労資関係に即しては戸塚・徳永編『現代労働問題』（有斐閣，1977年）をもみよ。
- 6) 以下で考察を進めていくこのドイツ金融恐慌についての最大の研究成果は疑いなく加藤國彦『1931年ドイツ金融恐慌』（御茶の水書房，1996年）であろう。その緻密性・広範性・体系性において抜きん出ており、本稿も基本的にこの作品に依拠した。それに加えて、前掲、加藤『ワイマル体制』と戸原四郎「1931年のドイツ銀行恐慌」（大内力編『現代金融』東大出版会，1976年）も参照のこと。
 - 7) この「ドイツ産業合理化」に関しては、例えば、吉田和夫『ドイツ合理化運動論』（ミネルヴァ書房，1976年）の他、前掲、加藤『ワイマル体制』185-212頁、前掲、加藤『金融恐慌』35-59頁をみよ。
 - 8) 「社会化」の概念・背景・論争などについて詳しくは、取りあえず、上条勇『ヒルファディングと現代資本主義』（梓出版社，1987年）を参照せよ。特にその第2章に立ち入った考察がみられ興味深い。
 - 9) 建議書「ドイツ経済政策の今日の課題」（1926年2月）。前掲、加藤『ワイマル体制』186頁。
 - 10) この「政治的賃金」に関する背景・含意・実態・意義についての詳細は、例えば、前掲、加藤『ワイマル体制』62-66頁、および前掲、戸塚・徳永編『労働問題』256頁が参照されるべきである。
 - 11) 「合理化の実態をひとことでいえば、合理化の本来の課題であるべき過剰資本の整理はまったく不徹底に終わったということである」（前掲、加藤『ワイマル体制』206頁）。
 - 12) 「20年代の合理化投資は、積極的な合理化投資であったというよりも、消極的な合理化投資であったといつてよい」（前掲、加藤『金融恐慌』350頁）。
 - 13) この「金融構造」の立ち入った内容に関しては、前掲、加藤『ワイマル体制』213-268頁、前掲、加藤『金融恐慌』175-199頁、を参照のこと。そこにおいて、詳細な優れた分析が得られるであろう。
 - 14) このような「吸収・合併」をも含む「金融資本の蓄積行動」はすでに、前掲、加藤『ワイマル体制』269-345頁や前掲、加藤『金融恐慌』133-151頁において詳細に説明されているが、それとともに、塚本健『ナチス経済』（東大出版会，1964年）35-71頁も合わせて参照のこと。
 - 15) 「交互計算信用」を中軸とした「株式会社金融」については、戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』（東大出版会，1963年）、斉藤晴造『ドイツ銀行史の研究』（法政大出版局，1977年）、をみよ。
 - 16) 詳しくは、前掲、加藤『ワイマル体制』175-184頁、前掲、加藤『金融恐慌』191-199頁・277-302頁。
 - 17) 前掲、加藤『金融恐慌』191頁。
 - 18) ライヒスバンクの金融政策展開を詳細に分析した先行研究がほとんどない状況で、ライヒスバンクの金融政策動向に見事な考察を加えた、前掲、加藤『金融恐慌』201-

- 262頁の成果は貴重である。
- 19) この「金為替本位制メカニズム」の立ち入った機能に関しては、前掲、宇野監修『帝国主義の研究』2、馬場宏二『世界経済』（東大出版会、1973年）、石見徹『国際通貨・金融システムの歴史』（有斐閣、1995年）、などが参考になろう。また具体的には、前掲、加藤『金融恐慌』219頁をみよ。
- 20) ベルリン大銀行の短期外国債務については以下のような数値が残されている。つまり、27年4月末＝22億RM→12月末＝32億RM→28年9月＝37億RMとなるが、全銀行の短期外国債務残高がほぼ50～60億RM程度であった点を考慮すればその比重の大きさがよくわかる（前掲、加藤『金融恐慌』227頁）。
- 21) 国際収支動向の詳細は、例えば、前掲、加藤『ワイマル体制』135－184頁、前掲、加藤『金融恐慌』263－302頁、を参照のこと。また工藤章『20世紀ドイツ資本主義』（東大出版会、1999年）もみよ。
- 22) この「課題－挫折」に関する優れた体系的整理は、前掲、加藤『ワイマル体制』206－211頁にある。
- 23) このような長期資本流入激減の背景に29年10月のアメリカ大恐慌勃発があるのはいうまでもないが、その経過については、前掲、拙稿「世界恐慌の勃発」、拙稿「アメリカ株式ブームの形成と崩壊」（『金沢大学経済論集』第39号、2002年）をみられたい。また吉富勝『アメリカの大恐慌』（日本評論社、1965年）、柴田徳太郎『大恐慌と現代資本主義』（東洋経済新報社、1996年）も参照。
- 24) この「一時的」な「金流入」の詳細に関しては、前掲、加藤『金融恐慌』227－230頁を参照のこと。
- 25) 「ドイツ金融恐慌」の有するこのような「3層性」に対する「理論的考察」は、諸説の批判・検討をも含めて、前掲、加藤『金融恐慌』「序説」において展開されている。本稿もこれに依拠した。
- 26) 「世界恐慌の波及」については、前掲、拙稿「世界恐慌の勃発」29－41頁ですでに検討を加えた。
- 27) 例えば、前掲、加藤『金融恐慌』20頁の「図1－1」などを参照せよ。
- 28) この「収益性の悪化」についても、前掲、加藤『金融恐慌』313－321頁に適切な検討がある。
- 29) 前掲、加藤『金融恐慌』58頁「注59」によれば、「稼働高炉数／現存高炉数」で算出した鉄鋼業の「操業率」は、13年＝95%→27年＝78%→28年＝75%→29年＝70%→30年＝68%だとされている。
- 30) 前掲、加藤『金融恐慌』314頁「表8－2」。
- 31) この「選挙結果」をも含めてこの時期の国際政治の動向については、斉藤孝『戦間期国際政治史』（岩波全書、1978年）、山口定『現代ヨーロッパ政治史』下（福村出版、1983年）、斉藤孝『ヨーロッパの1930年代』（岩波書店、1990年）、などの興味深い作品を参照のこと。

- 32) 以下の具体的数字は、前掲、加藤『金融恐慌』322頁および358頁を利用した。
- 33) 詳しくは吉田・村上・小林・栗田『現代の経済原論』（高文堂出版社，1984年）130—133頁を参照。
- 34) 「金本位制停止の意味」に関しては、前掲、馬場『世界経済』114—126頁が重要な総括を示している他、全体的にはキンドルバーガー『大不況下の世界』（石崎・木村訳，東大出版会，1982年）が参考にされてよい。また「停止プロセス」については、前掲、拙稿「世界恐慌の勃発」30—32頁をみよ。
- 35) 「ナチス・システム」は次稿以下の課題だが、前掲、塚本『ナチス経済』の他、さし当たり、栗原優『ナチス体制の成立』（ミネルヴァ書房，1981年），フィッシャー『ヴァイマルからナチスへ』（加藤栄一訳，みすず書房，1982年），を参照のこと。それこそドイツ型現代資本主義として問題になろう。